

第3編 予防（火災予防条例指導基準）

○火災予防条例指導基準

昭和51年 1月 6日 甲令達第 1号

改正 昭和56年第 5号、同57年第10号、同60年第 4号、同62年第10号、平成 2年第 7号、同 4年第19号、同 5年第13号、同 6年第 6号、同 9年第 3号、同10年第11号、同12年第 4号、第15号、同13年第15号、同14年第10号、第11号、同15年第 2号、第11号、同16 年第 9号、同18年第 1号、同20年第13号、同21年第13号、同23年第 3号、同24年第10 号、同26年第 7号、第14号、同27年第 8号、同28年第 5号、同28年第16号、同29年第 7号、同31年第 1号、令和元年第 1号、同 3年第 2号、同 5年第 8号、第15号、同 6 年第 4号、同 7年第 7号

火災予防条例指導基準

1 趣 旨

この基準は、火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号。以下「条例」という。）に 基づいて行う細部の統一的な指導について、必要な事項を定めるものとする。

2 指導方法

指導を行うに当たっては、条例の趣旨を関係者によく説明し、理解を得るように努める ものとする。

3 指導基準

(1) 指導基準は、別表のとおりとする。ただし、条例第28条に係る指導基準は、別記のと おりとする。

(2) 別表中「条項」欄において引用する条例の該当条項名は、次の例による。

8Ⅱ③……条例第 8条第 2項第 3号

別表

条項	事 項	指 導 基 準
5Ⅰ①	不燃材料 で有効に 仕上げを した建築 物等の部 分	間柱及び下地を不燃材料以外の材料で造ったもので、次による構 造と同等以上の防火性能を有するものをいう。ただし、不燃材料以 外の材料の柱等が壁面等に露出している部分は除く。 1 鉄網モルタル塗又は木ずりしっくい塗で塗厚さが 2センチメー トル以上のもの 2 木毛セメント板張又はせっこうボード張の上に厚さ1.5センチ メートル以上モルタル又はしっくいを塗ったもの 3 モルタル塗りの上にタイルを張ったものでその厚さの合計が 2.5センチメートル以上のもの 4 その他、上記構造と同等の防火性能を有するもの
5Ⅰ⑤	有効な換 気を行う ことがで	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という 。）第20条の3及び建築基準法施行令に基づく換気設備の衛生上有効 な換気を確保するための構造（昭和45年建設省告示第1826号。

きる位置

以下「換気設備の構造告示」という。)に定める基準を満たしている場合は、適用しない。

1 燃焼に必要な空気を取り入れる開口部の面積は、次の計算式により算出する。

ただし、算出した数値が、200 平方センチメートル未満となる場合は、200 平方センチメートルとする。

$$A = V \times a \times 1 / d$$

A：開口部の必要面積（平方センチメートル）

V：炉の最大消費熱量（キロワット）

a：1 キロワット当たりの必要面積（平方センチメートル）で燃料種別に応じた次表の数値

燃 料 種 別	a
気 体	8.6
液 体	9.46
固 体	11.18

d：ガラリ等の開口率で種別に応じた次表の数値。ただし、ガラリ等を使用しない場合は1.0 とする。

ガラリ等の種別	d
スチールガラリ	0.5
木 製 ガ ラ リ	0.4
パンチングパネル	0.3

2 給気ファンにより燃焼に必要な空気を取り入れる場合の必要空気量は、次の計算式により算出する。

$$Q = V \times q$$

Q：必要空気量（立方メートル毎時）

V：炉の最大消費熱量（キロワット）

q：1 キロワット当たりの必要空気量（立方メートル毎時）で燃料種別に応じた次表の数値

燃 料 種 別	q
気 体	1.204
液 体	1.204
固 体	1.892

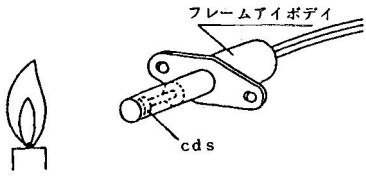
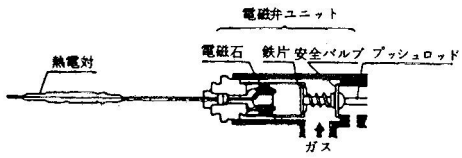
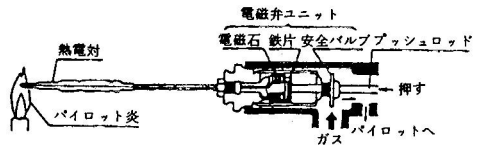
3 燃焼に必要な空気を取り入れる開口部は、直接屋外に通じていること。ただし、燃焼に必要な空気が有効に得られる位置に設ける場合は、この限りでない。

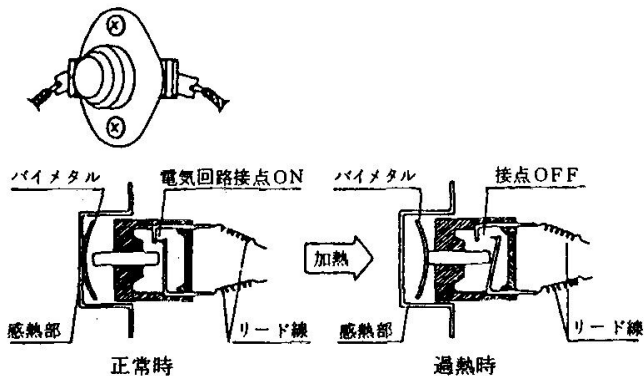
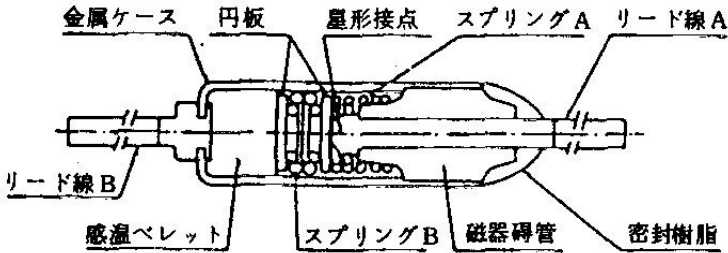
4 燃焼に必要な空気を取り入れる開口部は、床面近くに設けるとともに、流れ込んだ空気が直接炉の燃焼室に吹き込まない位置に設けること。

5 有効な換気を行うための排気口、天井近くに設け、かつ、屋外に通じていること。

5 I ⑥	防火上有効な措置	金属で造った床又は台の下に適当なしゃ熱材を入れる等の措置をいう。
5 I ⑪	防火上有効に遮へいできるもの	1 火粉の飛散により、火災の発生のおそれのあるものについては、不燃材料で造った壁、塀、つい立て、遮へい板等をいう。 2 火炎の伸長により、火災の発生のおそれのあるものについては、排気中に含まれる油脂成分を有効に除去できるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の措置をいう。
	防火上有効に消火できる装置	1 フード等用簡易自動消火装置で、消火剤、放射ノズル、配管、感知器、警報器及びその付属設備（燃料の供給を停止する装置を含む。）により構成されたものをいう。 2 フード、排気用ダクト及び炉を防護できるものとする。
5 I ⑫	安全に誘導する装置	ピットを設け、その中へあふれた溶融物を誘導する溝又は囲いを設ける等の措置をいう。
5 I ⑬	防火ダンパー	防火ダンパー（条例第5条の2第2項第2号ウ並びに第14条第1項第3号、第3号の3及び第4号において同じ。）は次によること。 1 火災等により温度が上昇した場合において、自動的に閉鎖する構造とすること。この場合、自動閉鎖の作動温度設定値は周囲温度を考慮し、誤作動を生じない範囲でできる限り低い値とすること。 2 厚さ1.5ミリメートル以上の鉄板又はこれと同等以上の耐熱性及び耐食性を有する不燃材料で造られたものであること。 3 閉鎖した場合に防火上支障のあるすき間が生じないものであること。
5 I ⑭	防火上有効な遮へい物	不燃材料で造った壁、塀、つい立、遮へい板等をいう。
5 I ⑮	厚さ	厚さ測定は、超音波厚み計等によること。
	気密に造ること	タンクの接合方法は、溶接によること。ただし、屋内に設ける容量250リットル以下のタンクにあっては、充てん剤を用いた巻締めによる方法でも差し支えない。
5 I ⑯	開閉弁	開閉弁は、燃料タンクに設けること。ただし、燃料タンクに設けることができない場合は、配管に設けても差し支えない。この場合、手動式のものにあっては、すみやかに操作できるものであること。
5 I ⑰	過度の予熱を防ぐことができる措置	電熱の場合は、サーモスタットにより一定温度で電源を断つ方法、スチームの場合は、蒸気圧又は可溶金属を使用してコックを開閉する方法をいう。

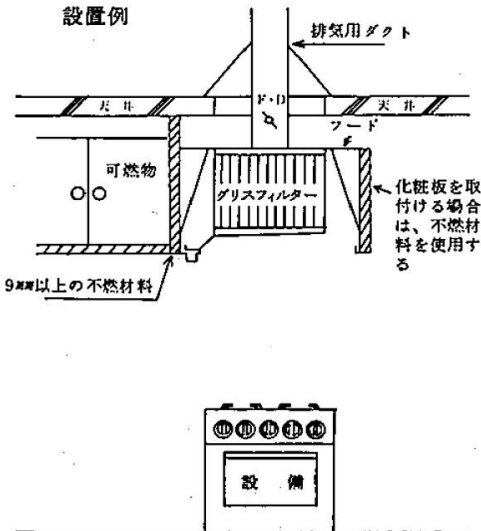
5 I ⑩ コ	自動的に 覚知する ことので きる装置	J I S S 3020（石油燃焼機器用油タンク）の規格による油量計の構造に準ずること。
5 I ⑪ ア	金属管以 外の管	ゴム管、ビニール管等をいう。
5 I ⑪ の2	必要に応 じ	炉の形態や燃焼方式によっては、必ずしもこれらの安全装置を設ける必要がないものもあるため、個々の設備に応じた安全装置を設けること。
	安全装置	安全装置が設けられていない設備にあっても次の機関の検査合格品については、安全装置が設けられたものと同等の安全性を有するものとみなして差し支えないものとする。 (1) 一般財団法人日本燃焼機器検査協会 (2) 一般財団法人日本ガス機器検査協会 [検査合格品マーク]  (一財) 日本燃焼機器検査協会  (一財) 日本ガス機器検査協会  JIA 認証
5 I ⑪ の2ア	炎が立ち 消えた場 合等にお いて安全 を確保で きる装置	点火時、再点火時の不点火、立ち消え等によるトラブルを未然に防止する装置又はシステムで、J I S S 2091 に示す「点火安全装置」又は「立消え安全装置」を指すものであり、具体的には次に示すものと同様以上の防火安全性を有すると認められる構造のものであること。 1 「点火安全装置」とは、液体燃料を使用する火気使用設備に設けるもので、J I S S 3030 石油燃焼機器の構造通則に示すとおり、バルブの開閉操作、送風機の運転及び電気点火操作の順序にかかわらず、点火装置の通電前に燃料の流出がなく、安全に点火できる構造のものであるか、又は通電前に燃料流出があるものについては、自動的に、かつ、安全に点火できる構造のものであること。 2 「立消え安全装置」とは、気体燃料を使用する火気使用設備に設けるもので、J I S S 2092 家庭用ガス燃焼機器の構造通則に示すとおり、パイロットバーナーなどが点火しない場合及び立消え、吹消えなどによって燃焼しない場合に、バーナーへのガス通路を自動的に閉ざし、また、炎検出部が損傷した場合には、自動的にバーナーへのガス通路を閉ざすものであり、さらに、炎検出部は、パイロットバーナーなどとの関係位置が通常の使用状態で変化することのないように保持されている構造のものであること。 3 J I S の適用設備以外の設備に設ける点火安全装置及び立消え安全装置についても、上記のものと同様以上の安全性を確保できる構造のものであること。

		点火安全装置の例 (フレイムアイによるもの) [使用時]  立消え安全装置の例 (熱電対によるもの) [不使用時]  [使用時] 
5 I ⑰ の2イ	点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置	1 点火前及び消火後に炉内に滞留している未燃ガスを排気ファンにより炉外に排出させ、事故を未然に防止する装置で、J I S S 2091 に示す「プレパージ」及び「ポストパージ」をいう。 2 J I S の適用設備以外の設備に設ける場合においても、上記と同様な機能を有する装置であること。
5 I ⑰ の2ウ 5 I ⑲ イ	温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置	燃焼機器本体又は周辺の壁、床等の温度が、規定温度以上になることを防止する装置又はシステムで J I S S 2091 に示す「過熱防止装置」を指すものであり、具体的には次に示すものと同様以上の防火安全性を有すると認められる構造のものであること。 1 液体燃料を使用する火気使用設備に設ける過熱防止装置は、J I S S 3030 に示すとおり、規定温度以上に温度が上昇したとき自動的に燃焼を停止し、自動的に復帰しない構造のものであること。 2 気体燃料を使用する火気使用設備に設ける過熱防止装置は、J I S S 2092 に示すとおり、機器本体又は機器周辺が過熱する以前に自動的にバーナーへのガス通路を閉ざし、また、温度が平常に戻っても自動的にバーナーへのガス通路が再開しない構造のものであること。 3 電気を熱源とする設備に設ける過熱防止装置及び J I S の適用設備以外の設備に設ける過熱防止装置についても、規定温度以上に温度が上昇したときに自動的に熱源を停止し、自動的に復帰しない構造のものであること。

		過熱防止装置の例 (バイメタルによるもの)  (温度ヒューズによるもの) 
5 I ⑰ の2エ	停電時において自動的に燃焼を停止できる装置	燃焼中停電した場合及び再通電した場合のトラブルを未然に防止する装置又はシステムで J I S S 2091 に示す「停電安全装置」を指すものであり、具体的には次に示すものと同等以上の防火安全性を有する構造のものであること。 1 液体燃料を使用する火気使用設備に設ける停電安全装置は、J I S S 3030 に示すとおり、使用中停電した場合、燃焼を停止し、停電時間の長短にかかわらず、再通電した場合でも危険がない構造のものであること。ただし、停電時の危険を防止できる構造のものは、燃焼を停止しなくてもよいものであること。 2 J I S の適用設備以外の設備に設ける停電安全装置についても、上記のものと同等以上の安全性を確保できる構造のものであること。
5 I ⑱ ア	火災予防上安全な位置	パイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所（以下「パイプシャフト等」という。）には、計量器、配管及びガスメーターコックと開閉器、過電流遮断器及びコンセント等の火花を発生するおそれのある電気設備を同一に設けないこと。 ただし、パイプシャフト等が直接外気（開放廊下を含む。）に面している場合又はパイプシャフト等の前面の上部及び下部にそれぞれ 100 平方センチメートル以上の有効な開口部が設けられる場合は、この限りでない。

5Ⅰ⑱	開口部と十分な距離	建築物の構造等により一律に定めることはできないが、最少2メートル程度をいう。																																		
5Ⅰ⑲	耐熱性を有するもの	1 電線においては、不燃材料で被覆したものに限らず、一般に用いられている裸電線であっても炉から受ける熱に耐える場合は差し支えない。 2 接続器具においては、陶磁器製のものが一般的である。																																		
	短絡等を生じないように措置	1 短絡のほか、漏電及び接続端子のゆるみによる過熱をいう。 2 電線間の距離をとり、かつ、電線の支持点の間隔を狭くしてたるみのないようにすること、電線をがい管に納めること等がある。																																		
5Ⅱ	入力 350キロワット以上の炉	1 液体燃料を使用するものにあつては、次の計算式により算出する。 $\text{入力 (kw)} = \frac{\text{燃料の低発熱量 (kJ／l)} \times \text{燃料消費量 (l／h)}}{3,600}$ <table><tr><td colspan="2">燃 料 名</td><td>低発熱量 (kJ／l)</td></tr><tr><td colspan="2">灯 油</td><td>34,490</td></tr><tr><td colspan="2">軽 油</td><td>35,160</td></tr><tr><td rowspan="3">重 油</td><td>A 重 油</td><td>37,260</td></tr><tr><td>B 重 油</td><td>38,090</td></tr><tr><td>C 重 油</td><td>38,180</td></tr></table> 2 固体燃料を使用するものにあつては、次の計算式により算出する。 $\text{入力 (kw)} = \frac{\text{燃料の低発熱量 (kJ／kg)} \times \text{燃料消費量 (kg／h)}}{3,600}$ <table><tr><td colspan="2">燃 料 名</td><td>低発熱量 (kJ／kg)</td></tr><tr><td colspan="2">石 炭</td><td>35,580</td></tr><tr><td colspan="2">無 煙 炭</td><td>36,000</td></tr></table> 3 気体燃料を使用するものにあつては、次の計算式により算出する。 $\text{入力 (kw)} = \frac{\text{燃料の低発熱量 (kJ／N m³)} \times \text{燃料消費量 (N m³／h)}}{3,600}$ <table><tr><td colspan="2">燃 料 名</td><td>低発熱量 (kJ／N m³)</td></tr><tr><td colspan="2">都 市 ガ ス (13 A)</td><td>46,040</td></tr><tr><td colspan="2">プロパンガス</td><td>100,460</td></tr></table>	燃 料 名		低発熱量 (kJ／l)	灯 油		34,490	軽 油		35,160	重 油	A 重 油	37,260	B 重 油	38,090	C 重 油	38,180	燃 料 名		低発熱量 (kJ／kg)	石 炭		35,580	無 煙 炭		36,000	燃 料 名		低発熱量 (kJ／N m³)	都 市 ガ ス (13 A)		46,040	プロパンガス		100,460
燃 料 名		低発熱量 (kJ／l)																																		
灯 油		34,490																																		
軽 油		35,160																																		
重 油	A 重 油	37,260																																		
	B 重 油	38,090																																		
	C 重 油	38,180																																		
燃 料 名		低発熱量 (kJ／kg)																																		
石 炭		35,580																																		
無 煙 炭		36,000																																		
燃 料 名		低発熱量 (kJ／N m³)																																		
都 市 ガ ス (13 A)		46,040																																		
プロパンガス		100,460																																		

	窓及び出入口等に防火戸（建基法第2条第9号の2に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること	1 窓及び出入口等の開口部に、常時閉鎖状態を保持して直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する防火戸（建基法第2条第9号の2に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた専用の室に設けること。 2 使用形態上常時閉鎖状態を保持することができない場合においては、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に自動的に閉鎖する構造の防火戸を設けた専用の室に設けること。						
	有効な空間を保有する等防火上支障のない措置	次のいずれかの措置をいう。 1 室内に設置する場合は、炉の周囲に5メートル以上かつ上方に10メートル以上の空間を有すること。 2 屋外に設置する場合は、炉の周囲に3メートル以上かつ上方に5メートル以上の空間を有すること又は不燃材料の外壁（窓及び出入口等の開口部には防火戸を設けたもの）に面して設置すること。 3 炉の設置される部分に、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が設置されていること。						
5Ⅲ② ③ 23Ⅰ ⑮	必要な点検及び整備	設備の亀裂、破損、磨耗、漏れ等当該設備に関するすべての点検及び整備をいい、液体燃料を使用するものの点検及び整備の範囲は次によること。 <table><tr><td>送風に関するもの</td><td> 1 燃焼用送風機（フィルターを除く。） 2 温風用送風機（ガードを除く。） </td></tr><tr><td>点火・燃焼に関するもの</td><td> 1 油量調整器 2 油ポンプ 3 ノズル 4 バーナー（しん式を除く。） 5 点火変圧器 6 点火電極 7 点火ヒーター（乾電池を電源とするものを除く。） 8 熱交換器 </td></tr><tr><td>安全装置に関するもの</td><td> 1 炎監視装置 2 制御機構 3 温度調節器 4 点火安全装置 5 プレパージ、ポストパージ </td></tr></table>	送風に関するもの	1 燃焼用送風機（フィルターを除く。） 2 温風用送風機（ガードを除く。）	点火・燃焼に関するもの	1 油量調整器 2 油ポンプ 3 ノズル 4 バーナー（しん式を除く。） 5 点火変圧器 6 点火電極 7 点火ヒーター（乾電池を電源とするものを除く。） 8 熱交換器	安全装置に関するもの	1 炎監視装置 2 制御機構 3 温度調節器 4 点火安全装置 5 プレパージ、ポストパージ
送風に関するもの	1 燃焼用送風機（フィルターを除く。） 2 温風用送風機（ガードを除く。）							
点火・燃焼に関するもの	1 油量調整器 2 油ポンプ 3 ノズル 4 バーナー（しん式を除く。） 5 点火変圧器 6 点火電極 7 点火ヒーター（乾電池を電源とするものを除く。） 8 熱交換器							
安全装置に関するもの	1 炎監視装置 2 制御機構 3 温度調節器 4 点火安全装置 5 プレパージ、ポストパージ							

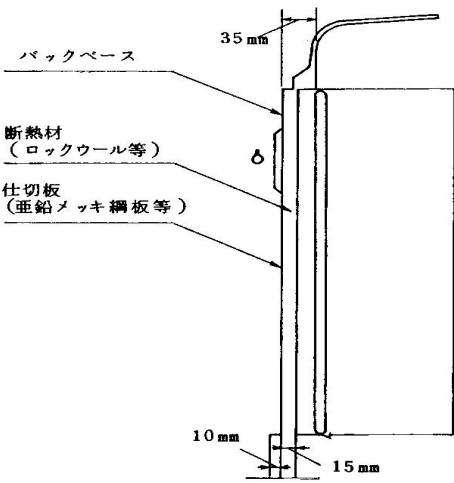
		<table><tr><td></td><td>6 過熱防止装置 7 停電時安全装置 8 空たき防止装置 9 対震自動消火装置</td></tr><tr><td>油タンク、燃料配管に関するもの</td><td>1 油タンク（しん式及びカートリッジ式を除く。） 2 電磁弁 3 燃料配管 4 燃料バルブ</td></tr><tr><td>電装品類</td><td>1 スイッチ類 2 ランプ類 3 タイマー類 4 ヒューズ類</td></tr><tr><td>その他</td><td>消音器</td></tr></table>		6 過熱防止装置 7 停電時安全装置 8 空たき防止装置 9 対震自動消火装置	油タンク、燃料配管に関するもの	1 油タンク（しん式及びカートリッジ式を除く。） 2 電磁弁 3 燃料配管 4 燃料バルブ	電装品類	1 スイッチ類 2 ランプ類 3 タイマー類 4 ヒューズ類	その他	消音器
	6 過熱防止装置 7 停電時安全装置 8 空たき防止装置 9 対震自動消火装置									
油タンク、燃料配管に関するもの	1 油タンク（しん式及びカートリッジ式を除く。） 2 電磁弁 3 燃料配管 4 燃料バルブ									
電装品類	1 スイッチ類 2 ランプ類 3 タイマー類 4 ヒューズ類									
その他	消音器									
5Ⅲ⑤	異常燃焼を防ぐために必要な措置	温度が異常に上昇したときに警報を発する装置、自動的に燃料の供給を断つ装置等を設けることをいう。								
5の2Ⅰ	ちゅう房設備	調理を目的として火気を使用する設備で、固定して使用するものをいう。								
5の2Ⅱ①ア	0.1メートル以上の距離	フードの側方と可燃物との保有距離については、当該可燃物を厚さ 9 ミリメートル以上の遮熱性を有する不燃材料で被覆した場合は、0.1メートル未満とすることができる。 設置例  排気用ダクト フード 可燃物 ガラスフィルター 化粧板を取付ける場合は、不燃材料を使用する 9mm以上の不燃材料 設備								
	金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分	排気ダクト等にロックウール保温材（JIS A9504 に示すもの）、けい酸カルシウム保温材（JIS A9510 に示すもの）若しくはこれらと同等以上の遮熱性及び耐久性を有する不燃材料で、厚さ 50 ミリメートル以上被覆した場合又は消防局長がこれらと同等以上の安全を確保できるものとして認めた製品で被覆した場合をいう。								

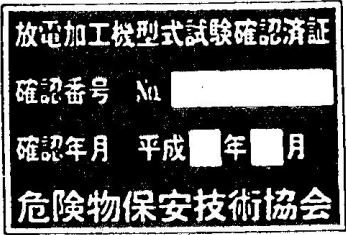
5の2 Ⅱ① イ 5の2 Ⅱ② イ	耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料	排気用ダクト等の材質については、ステンレス鋼板又は亜鉛鉄板若しくはこれと同等以上の不燃材料をいうものとし、板厚については、次によること。	
		1 排気用ダクトの板厚（入力が 21kW を超えるもの）	
		ダクトの長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)
			ステンレス鋼板 亜鉛鉄板
		450 以下	0.5 以上 0.6 以上
		450 を超え 1,200 以下	0.6 以上 0.8 以上
		1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上 1.0 以上
		1,800 を超えるもの	0.8 以上 1.2 以上
		円形ダクトの直径 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)
			ステンレス鋼板 亜鉛鉄板
		300 以下	0.5 以上 0.6 以上
		300 を超え 750 以下	0.5 以上 0.6 以上
		750 を超え 1,000 以下	0.6 以上 0.8 以上
		1,000 を超え 1,250 以下	0.8 以上 1.0 以上
		1,250 を超えるもの	0.8 以上 1.2 以上
		2 排気用ダクトの板厚（入力が 21kW 以下のもの）	
		ダクトの長辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)
			ステンレス鋼板 亜鉛鉄板
		300 以下	0.5 以上 0.5 以上
		300 を超え 450 以下	0.5 以上 0.6 以上
		450 を超え 1,200 以下	0.6 以上 0.8 以上
		1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上 1.0 以上
		1,800 を超えるもの	0.8 以上 1.2 以上
		円形ダクトの直径 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)
			ステンレス鋼板 亜鉛鉄板
		300 以下	0.5 以上 0.5 以上
		300 を超え 750 以下	0.5 以上 0.6 以上
		750 を超え 1,000 以下	0.6 以上 0.8 以上
		1,000 を超え 1,250 以下	0.8 以上 1.0 以上
		1,250 を超えるもの	0.8 以上 1.2 以上

		3 フードの板厚（入力が 21kW を超えるもの） <table> <tr> <th rowspan="2">フー ド の 長 辺 (単位 mm)</th><th colspan="2">板厚 (単位 mm)</th></tr> <tr> <th>ステンレス 鋼板</th><th>亜鉛鉄板</th></tr> <tr> <td>450 以下</td><td>0.5 以上</td><td>0.6 以上</td></tr> <tr> <td>450 を超え 1,200 以下</td><td>0.6 以上</td><td>0.8 以上</td></tr> <tr> <td>1,200 を超え 1,800 以下</td><td>0.8 以上</td><td>1.0 以上</td></tr> <tr> <td>1,800 を超えるもの</td><td>1.0 以上</td><td>1.2 以上</td></tr> </table> 4 フードの板厚（入力が 21kW 以下のもの） <table> <tr> <th rowspan="2">フー ド の 長 辺 (単位 mm)</th><th colspan="2">板厚 (単位 mm)</th></tr> <tr> <th>ステンレス 鋼板</th><th>亜鉛鉄板</th></tr> <tr> <td>800 以下</td><td>0.5 以上</td><td>0.6 以上</td></tr> <tr> <td>800 を超え 1,200 以下</td><td>0.6 以上</td><td>0.8 以上</td></tr> <tr> <td>1,200 を超え 1,800 以下</td><td>0.8 以上</td><td>1.0 以上</td></tr> <tr> <td>1,800 を超えるもの</td><td>1.0 以上</td><td>1.2 以上</td></tr> </table>	フー ド の 長 辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)		ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板	450 以下	0.5 以上	0.6 以上	450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上	1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上	1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上	フー ド の 長 辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)		ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板	800 以下	0.5 以上	0.6 以上	800 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上	1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上	1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上
フー ド の 長 辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)																																			
	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板																																		
450 以下	0.5 以上	0.6 以上																																		
450 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上																																		
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上																																		
1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上																																		
フー ド の 長 辺 (単位 mm)	板厚 (単位 mm)																																			
	ステンレス 鋼板	亜鉛鉄板																																		
800 以下	0.5 以上	0.6 以上																																		
800 を超え 1,200 以下	0.6 以上	0.8 以上																																		
1,200 を超え 1,800 以下	0.8 以上	1.0 以上																																		
1,800 を超えるもの	1.0 以上	1.2 以上																																		
	当該ちゅう房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの	ちゅう房設備の入力が 21 キロワット以下であって、かつ、ちゅう房設備の使用頻度が低いと認められるものをいう。 なお、一般家庭において通常使用されている程度のものはこれに該当する。																																		
5の2 Ⅱ① ウ	フランジ接続、溶接等	排気用ダクトを差込み、リベットで止め、さらに耐熱テープで巻くものを含む。																																		
5の2 Ⅱ① エ	他の用途のダクト等	一般空調用のダクト、給湯湯沸設備等の煙突等をいう。ただし、給湯湯沸設備等の煙突等のうち油脂等の滴下防止措置を講じた場合は、この限りでない。																																		

		[油脂等の滴下防止措置] 例 1 例 2
5の2 Ⅱ① オ	十分に排気を行うことができるもの	換気設備の構造告示に適合する排気能力を有するものをいう。
5の2 Ⅱ②	油脂成分を含む蒸気が発生するおそれのあるちゅう房設備	揚げ物、焼き物、炒め物その他排気用ダクトにおける火災の原因となる油脂成分を含む蒸気が発生する調理に使用するちゅう房設備をいう。
5の2 Ⅱ② アウ	排気用ダクトを用いずフードから屋外へ直接排気を行う構造のもの	フードが建築物外部に面する壁に接して設けられており、この接続部に存する排気口から屋外へ直接排気を行うものをいう。
5の2 Ⅱ② ウ	火炎伝送防止装置	防火ダンパー又は自動消火装置をいう。 自動消火装置は、フード、ダクト及びちゅう房設備火災用自動消火装置で、消火剤、放射ノズル、配管、感知器、警報器及びその附属設備により構成されたものをいい、フード・ダクト用、レンジ用又はフライヤー用簡易自動消火装置の技術基準（一般財団法人日本消防設備安全センター認定基準）に適合するものをいう。 設置例

	排気用ダクトの長さ若しくは当該ちゅう房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるもの	1 長さについては、次によること。 ちゅう房設備から5メートル以内に排気ファン停止用スイッチを設け、かつ、その旨の表示が行われている場合で次の(1)又は(2)に該当するものをいう。 (1) ちゅう房室から直接屋外に出る水平部分の長さが4メートル以下の排気用ダクトで、ちゅう房室内に露出して設置されているもの (2) 耐火構造の共用排気用ダクトに接続されている水平部分の長さが2メートル以下の排気用ダクトで、ちゅう房室内に露出して設置されているもの 2 当該ちゅう房設備の入力及び使用状況については、条例第5条の2第2項第2号イの規定の例によること。
5の2 Ⅱ② エ	自動消火装置	単独の排気用ダクトで、横びきの長さ（外壁貫通部までの長さとする。）が2メートル以下のものは、自動消火装置の設置を要しないものとする。
	燃料の供給を停止する装置	1 立消え安全装置又は専用の遮断弁をいう。 2 遮断弁による場合は、ちゅう房設備又はちゅう房室ごとに設置すること。
	防火対象物	防火対象物の取扱いは、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第8条の規定を適用すること（条例第56条の4第1項において同じ。）。
5の3 Ⅱ①	自動的に燃焼を停止する装置	フロート、バイメタル等により燃料の供給を停止する装置をいう。
5の4 68①	温風暖房機	気体、液体又は固体燃料の燃焼エネルギーを熱源とする燃焼室又は発熱体を有し、温風を発生させるもので、燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない構造のものをいう。
6	ボイラー	水又は熱媒を圧力を有する状態で加熱し、これを他へ供給する設備で、圧力弁が設けられているものをいう。よって、第11条及び第11条の2で定義されている簡易湯沸設備及び給湯湯沸設備でも、上記定義に該当するものは、ボイラーとして取り扱う。
6Ⅱ①	その他のしゃ熱材料	モルタル、粘土、しっくい、グラスウール等をいう。
6Ⅱ②	安全弁	安全弁には、次の3種類がある。 ばね安全弁、おもり安全弁、てこ安全弁 なお、蒸気ボイラーにあっては、内部圧力が最高使用圧力の106パーセント（その値が0.034メガパスカル未満のものは、0.034メガパスカル）を超えないこと。

	その他の安全装置	水の膨張力により、弁を押し上げて水を逃がす構造の逃し弁又は逃し管をいう。
8	煙突	煙突（火を使用する設備に直接接続するものに限る。）は、建基令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定を準用する。（第5条の2第2項第1号に規定する排気用ダクトを除く。）
10	乾燥設備	乾燥設備については、条例第10条のほか、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第293条から第296条までの規定が適用される。
10Ⅱ④	非常警報装置	サーモスタットその他温度測定装置に連動して警報を発する装置をいう。
	熱源の自動停止装置	自動的に燃料の供給を断ち、又は電源を切る装置等をいう。
10の2Ⅱ②	火災予防上安全に区画された室内	1 特定主要構造部は耐火構造とすること。 2 出入口、窓等の開口部は、常時閉鎖式とし、防火戸又はこれと同等以上の防火性能を有するものを設けること。 3 電気用品安全法施行令（昭和37年政令第324号）別表第1に定める電気サウナバスに適合し、かつ、定格消費電力の合計が2キロワット以下の熱気浴設備を個人の住居に設ける場合は、条例第10条の2第2項の規定は適用しないことができる。
11	簡易湯沸設備の位置	気体燃料を使用する簡易湯沸設備（開放式瞬間湯沸器に限る。）で、次図の構造を有し、かつ、一般財団法人日本ガス機器検査協会の検査に合格したものにあっては、別表第3の不燃材料以外の欄に掲げる後方の離隔距離を1センチメートル以上とすることができる。 
12の2Ⅱ②	防振のための措置	内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と切り離すか、又はスプリング、ゴム、砂、コルク等により振動を吸収する構造とすること。
12の2Ⅱ③	排気筒	内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいう。

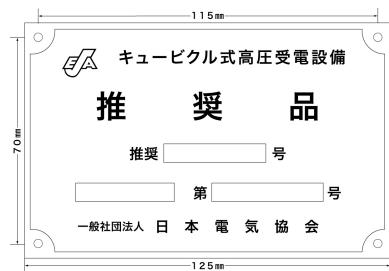
	防火上有効な構造	排気筒の遮熱材を不燃材料にすること、排気筒を可燃物と接触させないこと及び排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に排気口を設けないことをいう。
13③	有効に除去する換気装置	ファン等による強制換気装置をいう。
13の2 Ⅰ	放電加工機	加工液中において、工具電極と加工対象物との間に放電をさせることにより、加工対象物を加工する機械をいう。工具電極の形態により、形彫り放電加工機又はワイヤ放電加工機がある。
13の2 Ⅱ	構造の基準	危険物保安技術協会が行う放電加工機の安全を確認するための試験に合格し、「放電加工機型式試験確認済証」が貼付されている放電加工機については、本項に定める構造の基準に適合するものとして取り扱って差し支えないものとする。 また、自動的に消火できる装置について一般財団法人日本消防設備安全センターが行う消防防災用設備等の性能評価を受け、「証票」が貼付されているものについても同様に取り扱うものとする。 [放電加工機型式試験確認済証]  [証票] 
13の2 Ⅱ①	設定された温度	60 度以下とすること。
13の2 Ⅱ②	設定された液面の高さ	加工対象物の上面から液面までの間隔が 50 ミリメートル以上とすること。
13の2 Ⅱ④	自動的に消火できる装置	放電加工機の加工液に引火した場合に、自動的に火災を感知し加工を停止するとともに、警報を発し消火できる機能を有するものであること。 なお、当該装置については、手動操作においても消火剤の放射ができる機能を有するものであること。

13の2 Ⅲ②	吹きかけ加工	加工液中に没しきらない大きな加工対象物等について、加工液を噴流により吹きかけながら加工を行うことをいう。
	その他火災の発生のおそれのある方法による加工	加工液のタンクが空の状態の場合に加工位置を決めるために行う空放電又は各種安全装置を取り外した状態で行う放電加工等を含む。
13の2 Ⅲ③	工具電極を確実に取り付け	使用の前に必ず確認を行うこと。
13の2 Ⅲ④	必要な点検及び設備	自動停止装置、自動消火装置等が正常に作動するか定期的に点検を実施するとともに、その結果を記録しておくこと。 また、不良箇所が発見された場合は整備を行うこと。
14 I	全出力	出力の算定は、次によること。 1 電気事業用（電力会社）の変電設備にあつては、変圧器（計器用変圧器、計器用変流器を除く。）の設備容量（キロボルトアンペア）の合計値をキロワットに読み替える。 2 電気事業用以外の変電設備のうち、主変電設備にあつては、電気事業者との最大契約電力を出力とする。 3 1 及び 2 以外の変電設備にあつては、変電設備の設置場所に設けられる変圧器の設備容量（キロボルトアンペア）の合計値をキロワットに読み替える。 4 同一敷地内に変電設備が 2 箇所以上あつても、それぞれの出力は、合算しないこと。
14 I ①	水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置	水道管、蒸気管、マンホール等が設けられていない位置をいう。
14 I ③	消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの	次のいずれかに該当するものをいう。 なお、キュービクル式の変電設備とは、変電設備その他の機器及び配線を一の箱（以下「外箱」という。）に収納したものをいう。キュービクル式の発電設備とは、内燃機関及び発電機並びに燃料タンク等の附属設備、運転に必要な制御装置、保安装置等及び配線を外箱に収納したものをいい、キュービクル式の蓄電池設備とは、蓄電池並びに充電装置、逆変換装置、出力用過電流遮断器等及び配線を外箱に収納したものをいう。

- 1 一般社団法人日本電気協会が認定又は推奨する変電設備
[認定銘板]



[推奨銘板]



- 2 一般社団法人日本内燃力発電設備協会が認定するキュービクル式の自家発電装置
[認定証票]

防災用自家発電装置			
定格出力	kW	始動時間	秒以内
連続運転可能時間			時間
燃料消費量	液体	気体	
	ℓ/h	m³/h	
周囲温度	℃	製造番号	

- 3 一般社団法人日本電気協会が認定するキュービクル式の蓄電池設備
[認定証票]



3の2 一般社団法人電池工業会の自主的な試験に合格したキュービクル式の蓄電池設備

[条例キュービクル適合品票]



4 次の基準に適合しているもの

(1) 共通

ア 外箱の材料は、鋼板又はこれと同等以上の防火性能を有するものとし、その板厚は1.6ミリメートル（屋外用のものは、2.3ミリメートル）以上とすること。ただし、コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。

イ 外箱の開口部（換気口又は換気設備の部分を除く。）には、防火戸を設けるものとし、網入りガラス入りのものにあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものであること。

ウ 外箱は、床、壁又は柱に容易に、かつ、堅固に固定できる構造のものとする。

エ 外箱には、直径10ミリメートルの丸棒が入るような穴又はすき間がないこと。また、配線の引込み口及び引出し口、換気口等も同様とすること。

(2) キュービクル式の変電設備

ア 電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器が外箱の底面から10センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。

イ 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

（ア）各種表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）

（イ）金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器

（ウ）ヒューズ等に保護された電圧計

（エ）計器用変成器を介した電流計

（オ）切替スイッチ等のスイッチ類（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）

（カ）配線の引込み口及び引出し口

（キ）オに規定する換気口及び換気装置

ウ 電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定すること。

エ 配線をキュービクルから引き出すための電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものとする。

オ キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を

設けること。

(ア) 換気装置は、外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであること。

(イ) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面について、当該面の面積の3分の1以下であること。

(ウ) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。

(エ) 換気口には、金網、金属製ガラリ又は防火ダンパーを設けること。

(3) キュービクル式の発電設備

ア 内燃機関、発電機、制御装置等の機器が外箱の底面から10センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。

イ 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

(ア) 各種表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）

(イ) 冷却水の出入れ口及び各種水抜き管

(ウ) 燃料の出入れ口

(エ) 配線の引出し口

(オ) (2)・オに規定する換気口及び換気装置

(カ) 内燃機関の排気筒及び排気消音器

(キ) 内燃機関の息抜き管

(ク) 始動用空気管の出入れ口

ウ 屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものとする。

エ 内燃機関及び発電機を収納する部分は、不燃材料で区画し、遮音措置を講じたものとする。

オ 内燃機関及び発電機は、防振ゴム等振動吸収装置の上に設けたものとする。

カ 電線等は、内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理を行うとともに固定すること。

キ (2)・エ及びオに同じ。

(4) キュービクル式の蓄電池設備

ア 蓄電池、充電装置等の機器が外箱の底面から10センチメートル以上離して収納できるものとする。ただし、これと同等以上の防水措置を講じたものにあつては、この限りでない。

イ 外箱には、次に掲げるもの（屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものに限る。）以外のものを外部に露出して設けないこと。

(ア) 各種表示灯（カバーを不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）

(イ) 金属製のカバーを取り付けた配線用遮断器

(ウ) 切替スイッチ等のスイッチ類（不燃性又は難燃性の材料としたものに限る。）

		(エ) 電流計、周波数計及びヒューズ等に保護された電圧計 (オ) キに規定する換気口及び換気装置 (カ) 配線の引込み口及び引出し口 ウ 鉛蓄電池を収納するものにあつては、キュービクル内の当該鉛蓄電池の存する部分の内部に耐酸性能を有する塗装が施されていること。ただし、シール形蓄電池を収納するものにあつては、この限りでない。 エ キュービクルの内部において、蓄電池を収納する部分と他の部分とを不燃材料で区画すること。 オ 充電装置と蓄電池を区分する配線用遮断器を設けること。 カ 蓄電池の充電状況を点検できる自動復帰形又は切替形の点検スイッチを設けること。 キ キュービクルには、次に掲げる条件に適合する換気装置を設けること。ただし、換気装置を設けなくても温度上昇及び爆発性ガスの滞留のおそれのないものにあつては、この限りでない。 (ア) 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の 1 の面について、蓄電池を収納する部分にあつては当該面の面積の 3 分の 1 以下、充電装置等を収納する部分にあつては当該面の面積の 3 分の 2 以下であること。 (イ) 自然換気口によっては十分な換気が行えないものにあつては、機械式換気設備が設けられていること。 (ウ) 換気口には、金網、金属製ガラリ又は防火ダンパー等を設けること。								
	床	床には、主変圧器に収納されている絶縁油の全量が区画外へ流出しないようコンクリート等によりせきを設け、又は敷居を高くすること。								
	室内	変電室は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井で区画し、当該区画内には、変電設備及び変電設備に必要なもの以外は設けないこと。								
	有効な空間を保有する等防火上有効な措置	1 変電設備の周囲（不燃材料で造った壁等に面する側を除く。）に 3 メートル以上の空間を保ち、かつ、油入機器から漏れた油が区画外へ流出しない床構造とすること。 2 電気設備火災の消火に適応する固定消火設備を有効に設けること。								
14 I 3の2	換気、点検及び整備に支障のない距離	次表に掲げるとおりとする。 <table><tr><td>保有距離を確保する部分</td><td>保 有 距 離</td></tr><tr><td>前 面 又 は 操 作 面</td><td>1.0 メートル</td></tr><tr><td>点 検 面</td><td>0.6 メートル</td></tr><tr><td>換 気 面 （ 注 ）</td><td>0.2 メートル</td></tr></table> (注) 前面、操作面又は点検面以外で、換気口の設けられている面をいう。	保有距離を確保する部分	保 有 距 離	前 面 又 は 操 作 面	1.0 メートル	点 検 面	0.6 メートル	換 気 面 （ 注 ）	0.2 メートル
保有距離を確保する部分	保 有 距 離									
前 面 又 は 操 作 面	1.0 メートル									
点 検 面	0.6 メートル									
換 気 面 （ 注 ）	0.2 メートル									

14 I
3の3

延焼防止
上有効な
措置

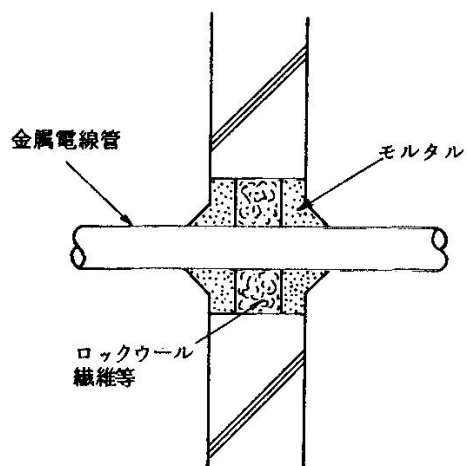
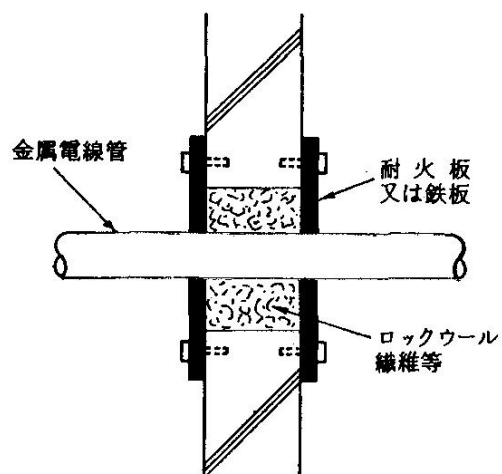
次の措置をいう。

1 電線等

(1) 金属管工事

管と貫通部のすき間をモルタル、ロックウール繊維等で充てん（ロックウール繊維を充てんする場合の充てん密度は、150キログラム毎立方メートル以上とする。）すること。

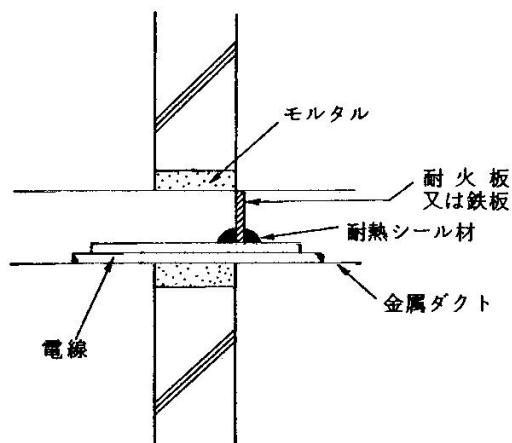
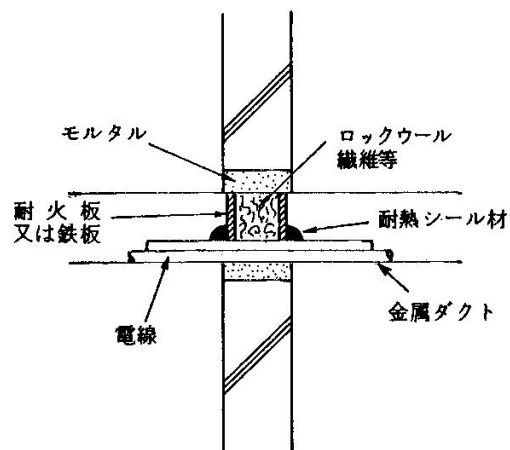
(例)



(2) 金属ダクト工事

金属管工事の貫通措置によるほか、金属ダクト内部（区画貫通部分をいう。）には、ロックウール繊維（充てん密度は、150キログラム毎立方メートル以上とする。）、鉄板、耐火板等の不燃材料で遮へいすること。

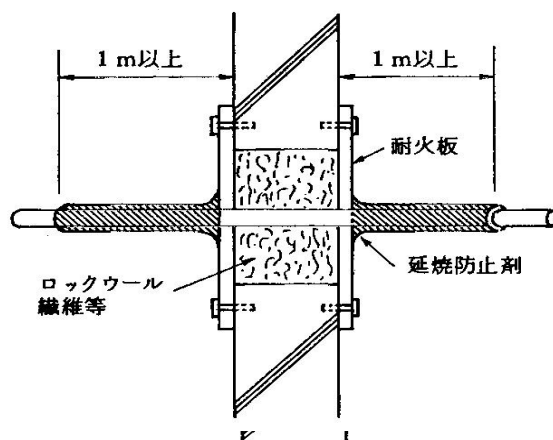
（例）



（3）ケーブル工事

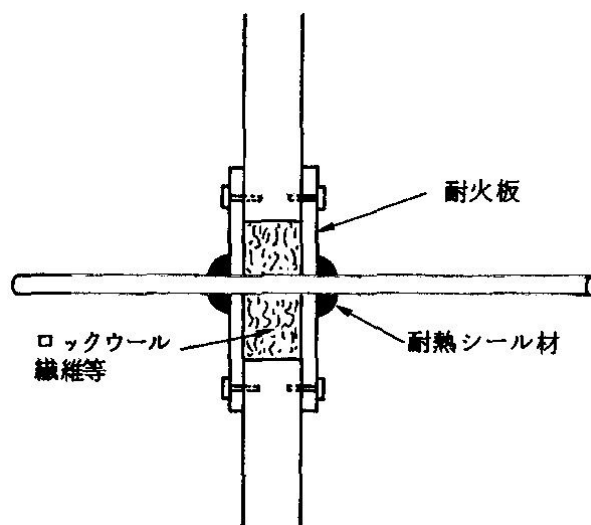
金属管工事の貫通措置によるほか、次の例によること。

ア 多条布設する場合の例



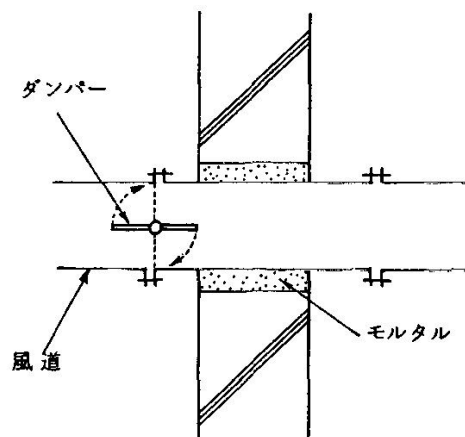
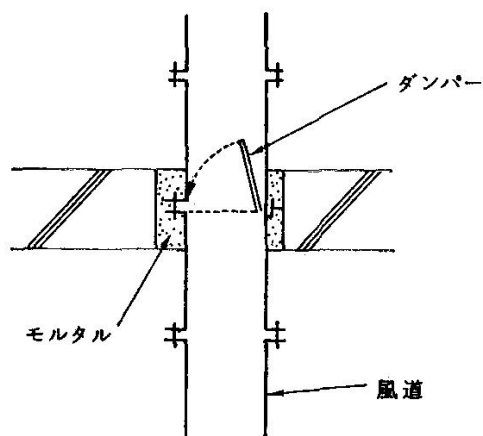
〔（一財）日本建築センターの防災〕
性能評価を受けた工法

イ ア以外の場合の例

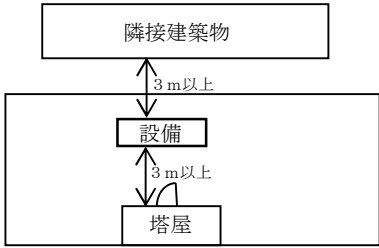
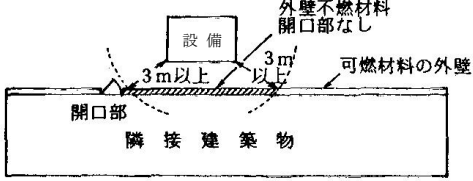
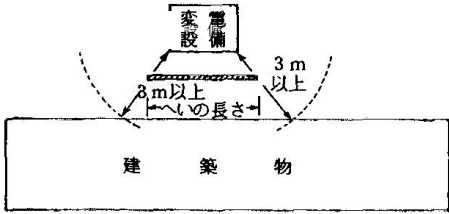


2 換気ダクト等

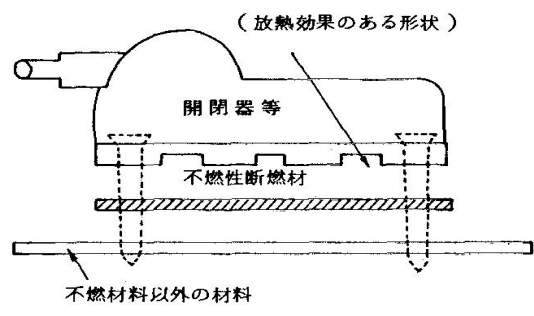
換気、冷房設備等の風道が区画を貫通する場合は、金属管工事の貫通措置によるほか、当該風道の内部（区画貫通部分又はその直近をいう。）に防火ダンパーを設けること。



14 I ④	有効な換気設備	換気設備は、次によること。 1 換気の方法は、強制換気が望ましいが自然換気でも差し支えない。 2 換気口には、自閉式の防火ダンパー、換気扇（金属製のもので停電した場合に自動的に開口部を閉鎖できるものに限る。）等を設けること。ただし、換気口におおむね 40 メッシュ以上の引火防止網を設ける等の防火措置等を講じた場合は、これらによらないことができる。 3 換気口の周囲 3 メートル以内の部分には、可燃物及び火気がないこと。 4 換気口は、雨雪が浸入しない構造とすること。
14 I ⑤	機器の配置図等	変電室内の機器の配置を記した室内平面図をいい、設置方法等は次によること。 1 設置箇所は、室外の出入口付近とすること。ただし、無人又は屋外に出入口が面するものにあつては、室内側（出入口扉又はその付近）に設けることができる。 2 無人の場合は、屋外に連絡先を明示すること。 3 配置図等は、容易に汚損、変形等を生じないものとする。
14 I ⑧	定格電流	一般に定格値は、機器に銘記されている。
14 I ⑩	堅固に床、壁、支柱等に固定する	固定の方法は、次によること。 1 高圧電気設備は、原則として基本ボルトにより固定すること。 2 軟弱な地盤に複数のキュービクル式の変電設備を併置する場合は、基礎の傾斜等を防止するため、チャンネル鋼のわく上に固定する等の措置をすること。
14 II	柱上	単柱、H柱式等のものをいう。
	道路上	道路、歩道上及びこれらの上に設けられたやぐらの台上をいう。
	電気事業者用のものを除く	一般に電力会社が需要家へ電力を供給するため、柱上及び道路上に設けられたものは、規定の適用を除外するものであるが、電力会社の管理に属さない自家用変電設備として柱上又は建築工事、掘削工事等のため道路上に設けられたものは除かれないものであること。
	消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のもの	条例第 14 条第 1 項第 3 号の規定の例によること。

14Ⅱ 14の2 Ⅱ	建築物から3メートル以上の距離	屋上に設ける場合は、次の例によること。 
	不燃材料で造り、若しくは覆われた外壁で開口部のない建築物	不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のない建築物以外の建築物に面するときは、次の例によること。 
	塀	塀の高さは、2メートル以上とし、その長さは、次の例によること。 
14の2 Ⅰ③	雨水等の浸入防止の措置	JIS C 0920（電気機械器具の外郭による保護等級（IPコード））の規格による IP33 以上を確保していること。
14の2 Ⅰ⑨、⑮ イウ	異常な高温	過電流等による発熱を温度センサーが検知し、急速充電設備が充電を停止する温度をいう。
14の2 Ⅰ⑩	速やかに操作することができる箇所	一体型の場合は設備本体、分離型の場合はコネクタや充電ポスト等に設けること。
14の2 Ⅰ⑪	衝突を防止する措置	鉄製パイプを用いた柵、樹脂製ポール又は車止め等を設けることをいう。
14の2 Ⅰ⑫	操作に伴う不時の落下を防止する措置	充電用ケーブル部を保持する補助器具や、車両付近にコネクタを保持できる補助器具等の設置をいう。

	十分な強度を有するコネクタ	急速充電設備のコネクタに係る規格（CHAdemo規格、UL規格等）に適合しているものをいう。
14の2 I ⑬	液体	充電用ケーブルを冷却するために用いる液体は、原則として可燃性のないものを使用すること。
	漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造	絶縁性を有する冷却液を用いたものや、液冷機構を内部基板等より低い位置に配置したもの等をいう。
	流量の異常	冷却液が漏れること等により、流量が減少した状態をいう。
	温度の異常	冷却液が漏れること等により、充電用ケーブルが過熱し、冷却液の温度が上昇した状態をいう。
14の2 I ⑮、⑯	蓄電池	蓄電池の基準は、次によること。 1 リチウムイオン蓄電池であり、かつ、JISC8715-2（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム第2部：安全性要求事項）の規格に適合するものであること。 2 電気自動車駆動用蓄電池を急速充電設備用蓄電池として再利用（リユース）する場合は、客観的評価により安全性が確認されたものであること。
14の2 I ⑮	主として保安のために設けるもの	停電時等に電気自動車等とコネクタの接続部分の制御を行うものなど、設備の安全装置を維持するために設ける蓄電池が該当するものであること。
14の2 I ⑮ ウ	異常な低温	蓄電池の仕様書等に記載された使用温度範囲を下回る温度をいう。
14の2 I ⑮ エ	制御機能	蓄電池が過充電、過電流、過放電、温度異常等の際に電流を制御する電子システム（BMS：バッテリーマネジメントシステム）のことをいう。
14の2 II	消防局長が認める延焼を防止するための措置	外部からの火災により、急速充電設備が延焼の媒体となることを防止するための措置をいい、次によること。 1 筐体は、不燃の金属材料で厚さがステンレス鋼板で2.0ミリメートル以上、または鋼板で2.3ミリメートル以上であること。 2 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。 3 筐体の体積1立法メートルに対する内蔵可燃物量（電装基板等の可燃物の量）が約122キログラム以下であること。 4 蓄電池が内蔵されていないこと。 5 太陽光発電設備が接続されていないこと。

15Ⅱ ③	防火上有 効な構造	建基令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定を準用する。ただし、この規定を適用しない排気筒については、次によること。 1 排気筒は、不燃性のものであること。 2 排気筒の取り付けについては、できるだけ可燃物に接近しないようにすること。もし接近する場合、遮熱材により可燃物を保護し、又は高温の排気ガスが可燃物に吹き付けることのないような措置をとること等を含むものであること。
16	類する器 具又は計 器等	電磁開閉器（マグネットスイッチ）、電流計等をいう。
	しや熱材 料	0.8 けい酸カルシウム板等の耐熱性を有する材料をいう。
	有効に被 覆	取り付ける器具の背面が放熱効果のある形状をしているものにあつては、当該器具等の水平投影面積以上の大きさで厚さはおおむね5ミリメートル以上の不燃性断熱材を入れることにより、例外的に有効に被覆されていると認めて差し支えない。 
17Ⅱ	耐酸性の 材料	アスファルト、プラスチック、耐酸性モルタル、耐酸塗料等をいう。
18	ネオン管 灯設備	管灯回路の使用電圧が1,000ボルトを超える設備を規制の対象とする。
18①	無接点継 電器	半導体等を利用した電子式点滅器をいう。
18③	近接する	近接するとは、ネオン管灯、ネオン配線の接続部等高圧の充電部分から50センチメートル以内の部分をいう。
	用いない こと	可燃性の取付材であっても難燃性の材料により覆われたものについては、用いても差し支えない。
22Ⅰ ①	火気を使 用する施 設の付近	直線距離15メートル以内の部分をいう。
22Ⅰ ③	工作物等	建築物、工作物、架空電線、樹木等をいう。

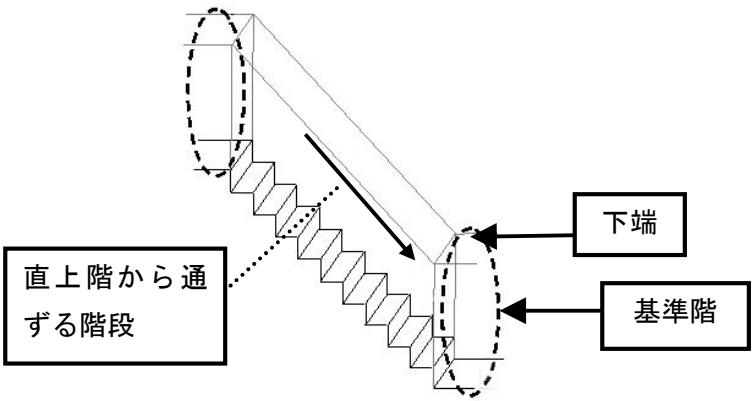
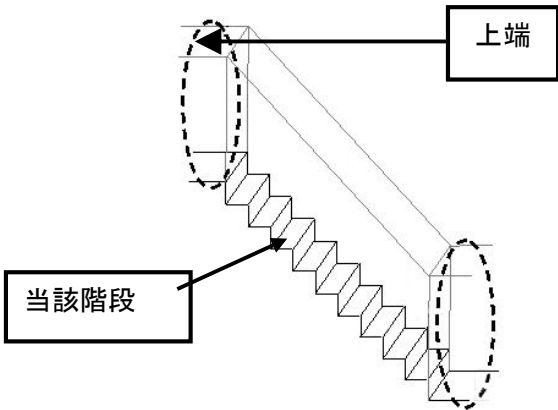
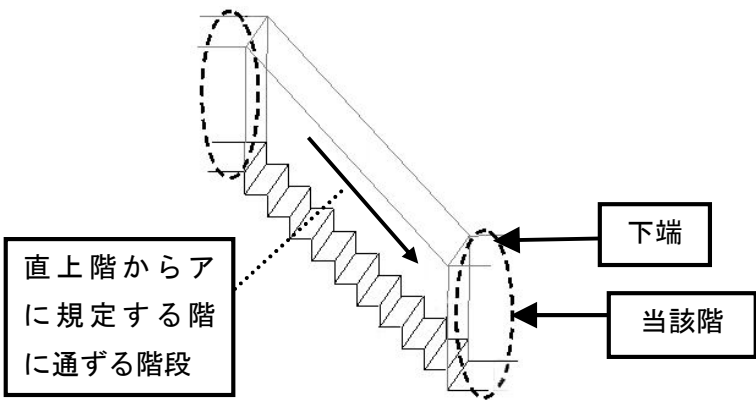
	10 メートル以上の空間	最低を 10 メートルとし、気球の掲揚の高さに応じ、当該掲揚高（気球の頂部までの高さをいう。）の 2 分の 1 以上の距離を確保させること。 なお、前号ただし書の規定により建築物の屋上に掲揚する場合は、本号の規定は、適用しない。												
22 I ④	15 立方メートル	15 立方メートルとは、球形の場合は、直径約 3 メートルである。												
22 I ⑤	十分な強度を有する材料	通常使用されている気球は、絹、木綿、ナイロン等の布地の両面にゴム引きしたもの又は塩化ビニール布（厚さ 0.1 ミリメートル以上）で造られている。 掲揚綱の太さについては、材質ごとに次表に掲げる数値以上とする。 <table><tr><th>材 質</th><th>太 さ (mm)</th></tr><tr><td>綿</td><td>7</td></tr><tr><td>麻</td><td>6</td></tr><tr><td>ク レ モ ナ</td><td>5</td></tr><tr><td>テ ト ロ ン</td><td>4</td></tr><tr><td>ナ イ ロ ン</td><td>3</td></tr></table>	材 質	太 さ (mm)	綿	7	麻	6	ク レ モ ナ	5	テ ト ロ ン	4	ナ イ ロ ン	3
材 質	太 さ (mm)													
綿	7													
麻	6													
ク レ モ ナ	5													
テ ト ロ ン	4													
ナ イ ロ ン	3													
22 I ⑧	傾斜角度が 45 度以下となるような強風	15 立方メートルの気球が 45 度に傾斜するときの風速は、約 6 メートルから 7 メートル毎秒である。												
22 I ⑨イ	適当な措置	ロープ、さく等で区画することをいう。												
22 I ⑩	90 容量パーセントに下がったとき	水素ガスの充てん率の測定は、一般にはバネバカリを使用して行う。例えば、水素ガス 100 パーセントである容量 15 立方メートルの気球の浮力は約 18 キログラムであり、90 パーセントに下がったときの浮力は 16.2 キログラムとなる。 指導の目安としては、連続して 15 日以上掲揚した気球は、90 容量パーセントに下がったものと推定すること。												
	詰替え	詰替えとは、減少した水素ガスに対する補給的行為ではなく、気球内のガスを完全に放出した後改めて充てんすることをいう。												
22 I ⑪	監視人	本号ただし書に該当する場合であっても、不特定多数の者でにぎわいが予想されるものにあつては、監視人を置くよう指導すること。												
	公衆の立入るおそれのない場所	操作者以外の者の出入りができない場合をいい、立入りの防止措置として、塀、さく等が設けてある場所をいう。												

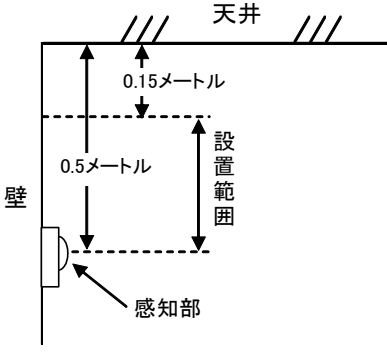
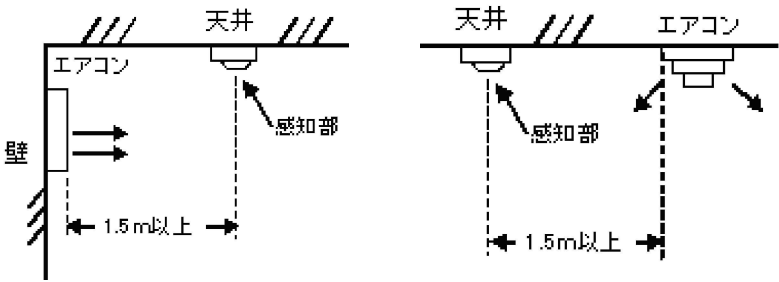
22 I ⑬	固定箇所 がそれぞ れ 10 メ ートル以 下に接近 しないよ うにする	固定箇所からの掲揚高が 20 メートルを超えるものにあつては、最も高い気球の掲揚高の 2 分の 1 以上の距離を確保すること。
22 I ⑭	工作物等	建築物、工作物、架空電線、樹木等をいう。
22 II	充てん	屋外の通風のよい場所を原則とすること。
	催物会場 等	多数の者を集める目的で開催される百貨店等における大売出し、劇場等における芸能人のサイン会、学校、競技場、公園、神社等における各種行事又はこれらに類するものにおいて、ゴム風船を掲揚し、販売し、又は配付する会場をいう。
	保管	保管は、屋外の広い場所でできるだけ分散して行うこと。
	取り扱う	ゴム風船をたばねて持ち歩く場合の個数は 10 以内とし、糸等の長さは 1 メートル以上とすること。 なお、自動車による運搬は、原則として禁止すること。
22 II ①	適当な措 置	充てん関係者以外の者が接近できない場所で行うこと又は周囲 5 メートル以上（地形、風向等によっては 10 メートル以上）離れた位置になわ、さく等により区画を行うことをいう。ただし、取扱量も少ない露天販売にあつては、公衆が充てんしたゴム風船及び水素ボンベ等に直接手をふれることができない距離を確保し、ロープ等で区画すること。
	表示	「火気厳禁」のほか、「立入禁止」を表示すること。
23 I	液体燃料 を使用す る器具	移動式の石油ストーブ、発動発電機等の器具をいう。
23 I ⑨の2 69⑥	祭礼、縁 日、花火 大会、展 示会その 他の多数 の者の集 合する催 し	屋内外を問わず、祭礼、縁日、花火大会、展示会のように、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しをいう。 なお、多数の者の集合する催しではない場合においても、火災危険又は人命危険が高いと認められるものは、屋外で対象火気器具等を使用する際に消火器を準備することが望ましい。
23 I ⑨の2	消火器	消火器の技術上の規格を定める省令（昭和 39 年自治省令第 27 号）第 1 条の 2 第 1 号に規定する消火器のうち、対象火気器具等その他周囲の可燃物等の消火に適応するものとするが、腐食又は破損がある等不適切なものは認められない。 ただし、同条第 2 号に規定する住宅用消火器は除く。

	準備	初期消火を有効に行うための消火器の準備は、次によること。 1 対象火気器具等を取り扱う者が行う必要があること。ただし、催しの主催者又はその他関係者が行う場合は、この限りでない。 2 屋外においては、対象火気器具等を使用する露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」という。）ごとに設置すること。 3 屋内においては、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）、令、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。）又は条例の規定に基づいて、防火対象物内に既に消火器が設置されている場合は、新たに設置することを要しない。
23Ⅱ	地震等により自動的に消火する装置	J I S S 2019（自然通気形開放式石油ストーブ）の規格によること。
29Ⅰ	周囲	ひさし及び軒裏の水平投影面積に3メートルを加えた範囲をいう。
	裸火	宗教的行為又は宗教的行事で用いられる火気、灯明、焼香、線香等又は火祭り、かがり火、ごま焚等、この限りでない。
	火災予防上安全な場所	常時監視ができ、かつ、不必要な可燃物が持ち込まれていない場所をいう。
	適当な数の吸がら容器	条例第28条第3項第2号の例による。
31	引火性若しくは爆発性の物品	法第2条第7号に規定する危険物、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危令」という。）別表第4に定める指定可燃物のうち可燃性固体類若しくは可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に定める火薬類及び高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に定める高压ガス（不燃性ガスを除く。）をいう。
32Ⅱ	火災予防上必要な措置	火粉の飛散防止のため、不燃性の容器を用意し、又は地中に穴を掘ること等をいう。
	火災予防上安全な措置	監視人を置き、完全に消火するまで警戒することをいう。
33Ⅰ	がん具用煙火	がん具として用いられる煙火、その他これに類する煙火であって、火薬類取締法第2条第2項に定めるものをいう。
	火災予防上支障のある場所	次に掲げる場所をいう。 1 危険物、指定可燃物、火薬類、高压ガスその他の可燃物等の近くの場所

		2 建物の内部、建物と建物の間の狭い場所及び家屋の密集した場所 3 強風注意報等が発令されている区域
33Ⅱ	貯蔵し、又は、取り扱う場合	問屋、百貨店、小売店等で貯蔵し、又は取り扱う場合を規制の対象とすること。
	接近を避けなければならない	接近防止のための措置とは、次によること。 1 がん具用煙火から5メートル以内においては、燃焼器具を使用しないこと。 2 炊事場、風呂場等で使用する熱源が影響する場所から5メートルを超える距離をとるか又は区画すること。 3 店頭で陳列する容器には、ふた又は覆いを用い、たばこの吸殻等の火源が入ることを防止すること。 4 裸電球の接近を避けること。
33Ⅲ	貯蔵し、又は、取り扱う場合	条例第33条第2項の規定の例によること。
	ふたのある不燃性の容器に入れるか、又は防火処理を施した覆いをするしなければならない	次の場合にあっては、当該措置を行う必要がないものとする。 1 問屋等で貯蔵し、又は取り扱う場合 (1) 不燃材料で区画されていること。 (2) 火気厳禁の表示をし、消火器具を備えつけていること。 2 小売店等で貯蔵し、又は取り扱う場合 (1) 日よけ等により直射日光を避けていること。 (2) 店舗内を禁煙とし、火気厳禁の表示をしていること。 (3) 消火器具を備えつけていること。
34	化学実験室、薬局等	学校、研究室、試験室等で行われる小規模のものから設備、機械を用いて行われる大規模なものまで規制の対象とする。
	火災予防上必要な措置	実験中にあっては、適当な消火の準備及び実験中である旨の表示を提出することをいう。
35Ⅱ	燃料等の可燃性の物品	ガソリン等の引火性物品のほか、シート等、溶断作業において着火しやすい物品をいう。
	適切な管理	抜き取った燃料を鋼製の容器に入れ、所定の場所で保管すること等のほか、その量によっては、少量危険物の貯蔵及び取扱いの基準によるなど、それぞれの物質又は物品の性質及び量に応じた適正な管理を行うことをいう。

35Ⅲ	火災予防 上必要な 措置	次に掲げる措置をいう。 1 壁体、床等のすきま、穴等がある場合は、補修をすること。 2 作業後は、発熱した粉じん等に土砂等をかぶせ又は地中に埋没させること。 3 必要に応じ監視人を置くとともに、作業中関係者以外の者を出入りさせないこと。
35Ⅳ	爆発性若しくは可燃性の粉じん	おがくず、小麦粉、でん粉、石けん、綿、ゴム等粉じん爆発を起こす危険性のあるものをいう。
	換気又は除じん	可燃性ガス又は蒸気で燃焼範囲の下限界値以上の濃度となるもの及び爆発性又は可燃性粉じん、爆発（燃焼）のおそれのある混合比となるものにあつては、強制換気措置又は強制除じん装置とすること。
35Ⅴ	作業現場	条例第35条第1項に定める溶接作業等を行う作業現場のみに限らず、その他の屋内又は屋外の作業現場も含むものである。ただし、屋外における道路、公園、土地造成等の工事作業現場は除く。
	火災予防 上安全な 場所	次のような場所をいう。 1 周囲に不用な可燃物がない場所 2 付近で危険作業（引火性又は爆発性物品を取り扱う作業をいう。）が行われていない場所 3 周囲に適当な広さの空地（空間）を有する場所
36の3 ①	住宅用火災警報器	一般的には、「住宅用火災警報器」を代替用語として用いる。
36の3 ②	住宅用火災報知設備	一般的には、「住宅用自動火災報知設備」を代替用語として用いる。
36の4 Ⅰ②、 ④、⑤ イ	直下階に通ずる階段の上端	条例第36条の4第1項及び第36条の5第1項に規定する住宅の部分が存する階（以下、「基準階」という。）の階段の踊り場の天井又は壁面をいう。

36の4 I ③	直上階から通ずる階段の下端	基準階の階段の踊り場の天井又は壁面をいう。 
	当該階段の上端	当該階段を登りきった階の階段の踊り場の天井又は壁面をいう。 
36の4 I ⑤ ウ	当該階の直上階からアに規定する階に通ずる階段の下端	当該階の階段の踊り場の天井又は壁面をいう。 
36の4 I ⑥	台所	調理を目的として、コンロ、グリルその他火気を使用する設備又は器具を設けた場所（食堂や居間などと併設した室を含む。）をいう。

36の4 Ⅱ②	天井から 下方0.15 メートル 以上0.5 メートル 以内の位 置	住宅用火災警報器を設置する位置は、以下の例のとおりとする。 
36の4 Ⅲ	その他の 空気吹出 し口	エアコンの吹き出し口、その他火災による煙を感知する障害となるような空気吹き出し口をいう。
	1.5メー トル以上 離れた位 置	住宅用火災警報器を設置する位置は、以下の例のとおりとする。 ●壁型 ●天井型 
36の4 Ⅳ	煙又は蒸 気が滞留 する場所	台所で通常の調理時に煙又は蒸気がかかるおそれのある場所をいう。
36の4 Ⅷ②	正常に電 力が供給 されていること	非常電源の附置は要しない。(停電時等においてまで電力の供給を求めるものではない。)
36の4 Ⅷ③	開閉器	開閉器は、通常のスイッチ等をいう。 なお、分電盤にあるアンペアブレーカー、漏電遮断器、配電用遮断器等は、開閉器には該当しない。 ●遮断器 ●通常のスイッチ 

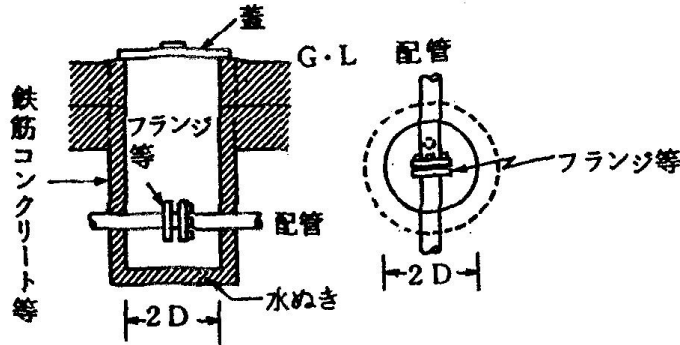
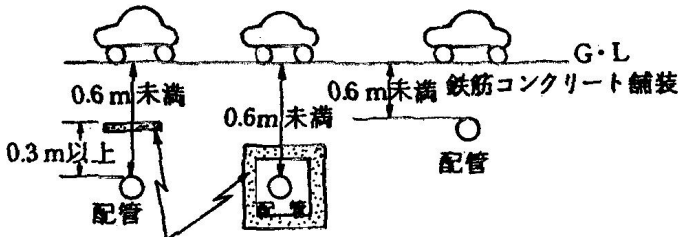
36の5 V⑤	感知器の 交換期限	設置日を起点として10年後の「年月」を明示するものであること。
36の6 ②	自動火災 報知設備	火災感知及び警報機能を有するホームセキュリティーシステムが 設置されている場合も含む。
36の6 ③	共同住宅 用スプリン クラー設 備	「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例につい て」（平成8年4月1日付8消導第62号）に定める共同住宅用スプリン クラー設備も含む。
36の6 ④	共同住宅 用自動火 災報知設 備	「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例につい て」（平成8年4月1日付8消導第62号）に定める共同住宅用自動火災 報知設備も含む。
36の6 ⑤	住戸用自 動火災報 知設備	「消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について」（平 成元年2月22日付け甲令達第2号）及び「共同住宅等に係る消防用設 備等の技術上の基準の特例について」（平成8年4月1日付8消導第62 号）に定める住戸用自動火災報知設備も含む。
36の7	消防局長 が、住宅 の位置、 構造又は 設備の状 況から判 断して、 この款の 規定によ る住宅用 防災警報 器等の設 置及び維 持に關す る基準に よらなく とも、住 宅におけ る火災の 発生又は 延焼のお それが著 しく少な く、かつ、 住宅にお ける火災 による被 害を	消防局長が認める場合は、次に掲げるものとする。 1 「住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術 ガイドラインについて」（平成3年3月25日付消防予第53号）に定 める基準に適合した住宅用火災警報器（熱式警報器（ガス漏れ検 知及び一酸化炭素検知の機能を組み込んだ複合型警報器も含 む。））及び住宅用スプリンクラー設備（当該機器等の有効範囲 の住宅の部分に限り、また、当該機器等の有効期限内に限る。） が設置されている場合 2 条例第36条の6各号に掲げる設備を、それぞれ各号に定める技術 上の基準の例により設置する場合

	最小限度に止めることができる認めるとき	
36の8②	住宅用防災機器	住宅用スプリンクラー設備、住宅用自動消火装置などをいう。
36の8③	その他の物品	割烹着、エプロン、障子紙等をいう。
36の9Ⅰ	火災予防上必要な措置	立入及びたき火を禁止する旨の表示等をするをいう。
36の9Ⅱ	火災予防上必要な措置	ガス及び電気の確実な遮断、火災予防上危険な物品の除去等の措置をいう。
39②	みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと	貯蔵し、又は取り扱う危険物に対して、災害の発生又は災害の拡大のおそれがない状態に保つことをいう。ただし、少量危険物取扱所においては、危険物の貯蔵及び取扱いに伴って必要となる必要最小限の量のパレット等の貯蔵用資機材、段ボール等の梱包用資材、空容器類、フォークリフト等の荷役機器、油吸着マット等の防災資機材等を貯蔵し、又は取り扱う危険物に影響を与えない状態に管理して置くこと及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）第38条の4の規定に準じて貯蔵し、貯蔵する物品に適応した容器等に収納し、貯蔵する物品を明示し、かつ、当該物品を積み重ねる場合は落下、飛散により貯蔵する危険物に影響を与えない状態に管理して置くことをいう。
39⑥	必要な措置	囲い、ネット、ロープ掛け等の固定による荷くずれ、転倒等の防止を図るほか、他の物体が落下するおそれのある場所に容器を設置しないことをいう。
40の2Ⅰ③	廃棄	危令第27条第5項の規定により処分することをいう。
40の2Ⅰ⑤	湿度	湿度により危険度が著しく変化するものについては、湿度計等を設けることによって湿度を監視すること。
40の2Ⅰ⑦	設備、機械器具、容器等	危険物を取り扱う配管もこれに該当する。
40の2Ⅰ⑧	電線を電気器具とを完全に接続	振動等によりゆるまないように堅ろうに、かつ、電氣的に完全に接続することをいう。 なお、電気器具を使用する場合は、防爆構造のものとすること。

	火花を発する機械器具	規則第24条の2に規定する油中ポンプ設備は、火花を発する機械器具に該当しないものとする。
40の2 I ⑨	保護液	空気に接触させると著しく危険となる危険物を保護するための液であり、例えば、ナトリウムの場合のパラフィン、灯油、軽油あるいは、ニトロセルロースの場合の水等がこれに該当する。
40の2 I ⑩	相互に近接して置かない	危険物の貯蔵、取扱い又は設備等の使用状況に応じて、接触又は混合のおそれのない離隔距離を保つことをいう。
	接触又は混合しないような措置	棚、箱、間仕切、区画、堤等による危険物の貯蔵、取扱い又は設備等の使用状況に応じた措置をいう。
40の2 I ⑪ ア	これと同等以上であると認められる容器	1 規則第39条の3第1項第2号に規定する機械により荷役する容器及び総務大臣が貯蔵又は取扱いの安全上これと同等以上であると認めて、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示に規定する容器をいう。 2 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器等以外の容器に収納し、又は詰め替える場合において、当該容器の貯蔵又は取扱いが火災の予防上安全であると認められるときは、第43条の3の基準の特例を適用し、規則第39条の3第1項ただし書と同様の扱いをすることができること。
40の2 I ⑫	高さ	地盤面又は床面から最上段の容器の上面までの高さをいう。
40の2 I ⑭	防火上安全な場所	不燃材料の塀で区画された場所等をいう。
40の2 I ⑮	防火上有効な隔壁	準耐火構造又は不燃材料で造られた壁であって、隔壁の外部へ可燃性のガスが流出しない気密性のあるものをいい、原則として火気使用場所に近接する面には、開口部を設けないこと。
40の2 I ⑰	安全に処置する	容器への回収又は中和若しくは希釈若しくは条例第40条の2第1項第3号の規定による廃棄をいう。
40の2 II ②	危険物の漏れ、あふれ、又は飛散による災害を防止するための附帯設備	次のような設備をいう。 1 タンク類、ポンプ類等に設けるオーバーフローパイプ、リターンパイプ等 2 混合装置、攪はん装置等に設ける飛散防止用の覆い等

40の2 Ⅱ④	火災を防止するための附帯設備	危険物から発生する蒸気を直火にふれないよう分離して排出する装置、又は強制換気設備、自然消火装置等をいう。
40の2 Ⅱ⑤	安全装置	規則第19条第1項及び第3項の規定に準ずること。
40の2 Ⅱ⑥	引火性の熱媒体を使用する設備	加熱した高引火点危険物によって熱交換し、反応させる設備等をいう。
	火災予防上安全な場所	屋外の高所、屋根上等の通風のよい場所をいう。
40の2 Ⅱ⑦	電気工作物に係る法令	電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）をいい、同省令第68条（粉じんにより絶縁性能等が劣化することによる危険のある場所における施設）、第69条（可燃性のガス等により爆発する危険のある場所における施設の禁止）、第70条（腐食性のガス等により絶縁性能等が劣化することによる危険のある場所における施設）が本号の規定に係るものである。
40の2 Ⅱ⑧	静電気が発生するおそれのある設備	静電気を発生しやすい可燃性の液体、可燃性の微粉等の危険物を取り扱う設備（例えば、かくはん装置、混合装置、充てん装置、配管等）をいう。
40の2 Ⅱ⑨ ア	その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもの	設置する場所、周囲の状況、地震・風圧等の影響、使用する圧力、温度、湿度等の状況、危険物の性状等に照らして十分な強度を有するものをいい、例えば、次のような配管が該当する。 1 地上に設置するJIS G3452（配管用炭素鋼鋼管）の規格による配管又はこれと同等以上の耐熱性を有する金属製配管（以下「鋼製配管等」という。） 2 地下に埋設する防食被覆を施した鋼製配管等 3 適正な接続方法で地下に埋設する呼び径100A以下のJIS K7013（繊維強化プラスチック管）附属書2（石油製品搬送用繊維強化プラスチック管）の配管（以下「FRP配管」という。） 4 周囲に火災発生のおそれのある設備、機械器具等及び可燃物がない建築物内に設ける油圧装置等の高圧ゴムホース管
	水以外の不燃性の液体又は不燃性の気体	水以外の不燃性の液体については水系の不凍液等を、また、不燃性の気体については窒素ガス等をいう。

40の2 Ⅱ⑨ イ	取り扱う 危険物に より容易 に劣化す るおそれ のないも の	配管の材質自体により容易に劣化するおそれのないもの又は有効なコーティング等の措置を施したもので、取り扱う危険物が異常反応等により性状が変化した場合においても容易に劣化するおそれのないものをいい、例えば、次のような配管が該当する。 1 石油等の危険物に用いる鋼製配管等 2 腐食性の高い危険物に用いるステンレス配管又はコーティング等を施した鋼製配管等 3 自動車ガソリン（JIS K2202（自動車ガソリン））、灯油、軽油又は重油（JIS K2205（重油））に規定するもののうち一種に該当するものをいう。）のいずれかを取り扱うFRP配管 4 油圧装置等の高圧ゴムホース管 なお、容易に劣化するとは、石油類等に含まれる水分等による腐食（さび）等、長期的に劣化が進行するものを含まない。
40の2 Ⅱ⑨ ウ	火災等による熱によって容易に変形するおそれのないもの	火災等の高熱下において、短時間での変形又は損傷により危険物が漏えいし、災害が拡大するおそれのないものをいい、例えば、鋼製配管等が該当する。
	地下その他の火災等による熱により悪影響を受けるおそれのない場所	地盤面下に直接埋設する場所又は高引火点危険物を常温で取り扱う比較的火災発生のおそれの少ない危険物のみを取り扱う場所で、かつ、周囲に火災発生のおそれのある設備、機械器具等及び可燃物がない場所をいい、例えば、次のような場所が該当する。 1 防食被覆を施した鋼製配管等を埋設する地下 2 適正な接続方法でFRP配管を埋設する地下 3 適正な接続方法でFRP配管を敷設する地盤面下のピット 4 油圧装置等の高圧ゴムホース管を設ける周囲に火災発生のおそれのある設備、機械器具等及び可燃物がない建築物内
40の2 Ⅱ⑨ エ	外面の腐食を防止するための措置	鋼製配管等にあつては、規則第13条の4の規定に準ずるものをいう。
	設置される条件の下で腐食するおそれのないもの	配管の材質自体が設置される場所において、腐食するおそれのないものをいい、例えば、地盤面下に直接埋設するFRP配管、地盤面下のピット内に敷設するFRP配管、地上に設置する鋼製配管等のうち腐食しにくい材質で造られたステンレス配管等が該当する。

40の2 II⑨ オ	危険物の漏えいのおそれがないと認められる方法により接合されたもの	地上部の荷重等の影響により離脱、損傷を受けるおそれのない接合方法をいう。 なお、FRP配管にあつては、適正な技能を有する者が施工する（同者の管理下において施工する場合を含む。）JIS K7014（繊維強化プラスチック管継手）附属書3（繊維強化プラスチック管継手の接合）に規定する突き合わせ接合及び重ね合わせ接合をいう。
	危険物の漏えいを点検することができる措置	地盤面下に埋設される配管のうち、溶接接合以外の接合部分を有するものにあつては、フランジ式管継手等の直径の2倍以上の径を有し、かつ、配管の底部に達する深さを有する漏えい点検箱をいい、次の例により設けること。  D：フランジ等の直径
40の2 II⑨ カ	その上部の地盤面にかかる重量が当該配管にかからないように保護すること	鋼製配管等の保護については、次の例によること。ただし、上部地盤面を車両等が通過するおそれがない場合又は建築物若しくは工作物がない場合にあつては、埋設された配管を保護することは要しないこと。  堅固で耐久力のある防護構造物 （金属製は耐久力があるとみなされない。） FRP配管の保護については、次によること。 - FRP配管の埋設深さは、次のいずれかによること。 - 地盤面を無舗装、砕石敷き又はアスファルト舗装とする場合は、60センチメートル以上 - 地盤面を厚さ15センチメートル以上の鉄筋コンクリート舗装とする場合は、30センチメートル以上 - FRP配管の埋設の施工方法は次によること。

		(1) 掘削面に厚さ15センチメートル以上の山砂又は 6号砕石等（単粒度砕石 6号又は 3から20ミリメートルの砕石（砂利を含む。）をいう。以下同じ。）を敷き詰め、十分な支持力を有するよう小型ビブロプレート、タンパー等により均一に締め固めを行うこと。 (2) FRP配管を平行して設置する際には、相互に10センチメートル以上の間隔を確保すること。 (3) FRP配管を埋設する際には、応力の集中等を避けるため、以下の点に留意すること。 ア 枕木等の支持材を用いないこと。 イ 芯出しに用いた仮設材は、埋戻し前に撤去すること。 ウ 配管がコンクリート構造物等と接触するおそれのある部分は、FRP配管にゴム等の緩衝材を巻いて保護すること。 (4) FRP配管の上面より 5センチメートル以上の厚さを有し、かつ、舗装等の構造の下面に至るまで山砂又は 6号砕石等を用い埋め戻した後、小型ビブロプレート、タンパー等により締め固めを行うこと。
40の3 II、III	技術上の 基準	建築物の屋上に設ける少量危険物取扱所については、下記により設けること。 1 規則第28条の57第4項(条例第14条第1項第3号の規定で定める消防局長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものに適合する発電設備における規則第28条の57第4項第10号に定めるダンパー等の設置を除く。)及び危険物規制事務審査基準第6・4・(4)・カの基準により設けること。この場合において、設備の周囲に設ける空地の「幅3メートル」とあるのは、「条例第40条の3第2項第1号で定める容器等の種類及び貯蔵し、又は取り扱う数量に応じたそれぞれの幅（ただし、1メートル未満とすることはできない。）」と読み替える。 2 前記1の基準にかかわらず、大型消火器及び大型消火器以外の消火器を設けること。なお、将来的な設備の増強等を考慮し、大型消火器の代替として移動式粉末消火設備を設置することは支障ない。
40の3 II①	空地	一定の空地の確保を明確にするため、危険物を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲をさく、せき等で明示すること。 なお、ポンプ設備等の一切の工作物（危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く。）を地上部に有しない地下タンクにあっては、当該空地を保有することを要さないものとする。
	防火上有 効な塀	塀は、次によること。 1 不燃材料で造ること。 2 高さは、2メートル以上とすること。ただし、危険物施設の高さが2メートルを超える場合は、当該施設の高さ以上とすること。 3 空地を保有しない部分を完全に遮へいできるように設けることとし、次の例によること。

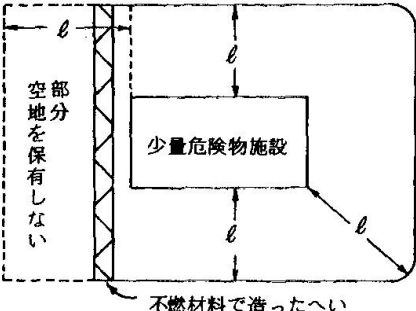
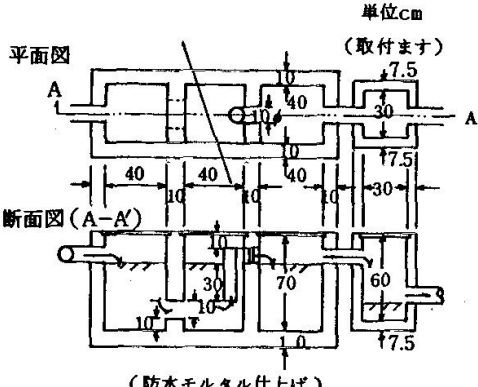
		 ℓ：空地の幅 4 地震等により容易に破損し、及び倒壊しない構造とすること。
	防火構造の壁	真壁裏返し塗りで柱が露出しているものは、不燃材料でその部分を被覆すること。
40の3 II②	囲い	囲いは、高さ 0.15 メートル以上で、コンクリート、コンクリートブロック、レンガ等で構成された流出防止効果のあるものとする。
	同等以上の効果が あると認められる 措置	危険物の取扱い形態が危険物が漏えいした場合にわずかな量に留まると想定される少量危険物取扱所に排水溝を設ける措置又はキュービクル式の発電設備において、鋼鉄等の外箱の底部から高さ 0.15 メートルまでの範囲を危険物が流出しない構造とする措置等をいう。
	外部へ排水するもの	ためますから外部へ排水できる危険物の取扱い形態は、危険物が漏えいした場合にわずかな量に留まると想定される少量危険物取扱所に限られる。 この場合に油分離装置をためますとみなすことができる。
	油分離装置	比重が 1 未満の危険物を取り扱う場所に設ける油分離装置の構造は、図 1 の例によるものとし、予想される排出油及び排水の流量に応じ、あふれないものであること。第 4 類の危険物のうち、水溶性のもの、第 6 類の危険物及びこれらの危険物以外の危険物で比重が 1 以上のものを取り扱う場所にあつては、図 2 の例による中和（希釈）装置を設けること。 図 1 油分離装置構造図  (防水モルタル仕上げ)

		図2 中和（希釈）装置構造図
40の3 II③	堅固に造る	堅固な地盤面に固定するとともに、架台及び附属設備の自重、貯蔵する危険物の重量、地震の影響等の荷重によって生ずる応力に対して安全であることをいう。
40の3 III①	取り扱う場合	貯蔵する場合には適用されない。
	取り扱う場所	危険物を取り扱う一体の設備のある場所及び取り扱うために必要な場所のすべてをいう。 なお、条例第39条第2号の規定の例により貯蔵が認められる物品を貯蔵する場所も含むものとする。
	周囲3メートル以内の部分	取り扱う場所の各部分から水平距離3メートル以内の空間をいう。ただし、不燃材料で造られた壁で区画される場合は、当該壁までの距離とする。 なお、当該空間及び壁は少量危険物取扱所の規制範囲であり、他の少量危険物取扱所又は製造所等と隣接する場合は、空間又は壁（耐火構造の壁を除く。）を共有しないこと。
	可燃物が露出しないように措置	危険物を取り扱う場所及び上記空間に面する壁、柱及び天井（天井のない場合は、屋根）のすべてを不燃材料で造り、又は被覆することをいう。
40の3 III③	適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること	条例第40条の3第3項第1号ただし書の規定による少量危険物取扱所の床は、傾斜及びためますに加えて危険物を取り扱う場所の周囲に危険物の流出を防止するための囲い又は排水溝を設けるものとする。 ただし、危険物を取り扱う設備ごとに囲いを設ける場合は、この限りでない。
40の3 III④	堅固に造る	条例第40条の3第2項第3号の規定に準ずること。
40の3 III⑤	採光	危険物の貯蔵及び取扱いに支障がないと認められる場合にあっては、照明の設備の設置をもって、採光の設備が設置されているものとみなすことができること。
40の3 III⑥	排出する設備	防爆型の換気扇等により可燃性の蒸気等を強制的に排出する設備をいう。

40の4 I	容量	容量は、届出により貯蔵し、又は取り扱う最大容量をいい、原則規則第2条の規定による計算方法で得た内容積から、規則第3条第1項の規定による空間容積を差し引いた容積とする（条例第40条の4第2項第6号及び第40条の5第1項において同じ。）。ただし、危令第5条第3項の規定に準ずる場合は、この限りでない（条例第40条の4第2項第6号及び第40条の5第1項において同じ（移動タンクで準用する場合を除く。）。）。
40の4 II①	気密に造る	条例第5条第1項第16号エの規定の例によること。
40の4 II②	地震等により容易に転倒し、又は落下しないように設ける	規則第21条第2項の規定による計算方法によること。 なお、縦型円筒状タンクのうち地盤面からの高さが直径の1.5倍以下のものにあつては、当該タンクを地盤又は基礎に水平にすえた状態で地震又は風圧に耐えるよう固定されたものとみなし、高さが直径の1.5倍を超えるものにあつては、固定のためのボルト等を直接タンクの側板に接合することなく、タンクに巻いたアングル又は底板の縁を基礎に固定する等の措置をすること。
40の4 II③	さび止めのための措置	塗装、コーティング等の措置をいう。
40の4 II④	通気管	規則第20条第1項から第4項までの規定に準ずること。
40の4 II⑤	引火を防止するための措置	40メッシュ以上の銅網等を設けることをいう。
40の4 II⑥	自動的に表示する装置を設けること	取り扱うタンクにおいて、危険物が過剰に注入されることによる危険物の漏えいを防止することができる構造又は設備を有するタンクについては、条例第43条の3の基準の特例を適用し、当該装置をもうけないことができる。
	注入量がタンク容量に達したことを覚知できる装置を注入口の付近に設けること	表示装置に満量警報装置又は自動液面装置を付加し、注入口の位置で満量警報又は遠隔液面計により危険物の量が覚知できるものを設けることをいう。
40の4 II⑦	火災予防上支障のない場所に設ける	火災予防上支障のない場所に設けるとは、次によること。 1 注入口は、建築物又は工作物の可燃性の部分から3メートル以上離すこと。ただし、注入口から3メートル未満の部分に建築物又は工作物の可燃性の部分がある場合は、不燃材料で造った塀を設け、又は当該可燃性の部分を不燃材料で被覆すること。

		2 注入口から 3 メートル未満の部分に建築物の窓、出入口等の開口部がある場合は、当該開口部に防火戸を設けること。 3 注入口から 5 メートル以内に火気使用場所がないこと。ただし、壁又は塀により有効に遮へいされている場合は、この限りでない。															
40の4 Ⅱ⑨	結合部分に損傷を与えないように設置する	結合部分の直近部分に可とう管等の金属可動式管継手を設けることをいう。 なお、フレキシブルメタルホースを用いる場合は、次の基準によるとともに、配管の設置方法との組合せにより、地震等における軸方向変位量を吸収できるよう適正に設置すること。 <table><tr><th>配管呼径（ミリメートル）</th><th>可とう管の長さ（ミリメートル）</th></tr><tr><td>25</td><td>300 以上</td></tr><tr><td>30</td><td>400 以上</td></tr><tr><td>40</td><td>500 以上</td></tr><tr><td>50</td><td rowspan="2">600 以上</td></tr><tr><td>65</td></tr><tr><td>80</td><td>1,000 以上</td></tr><tr><td>100</td><td>1,100 以上</td></tr></table>	配管呼径（ミリメートル）	可とう管の長さ（ミリメートル）	25	300 以上	30	400 以上	40	500 以上	50	600 以上	65	80	1,000 以上	100	1,100 以上
配管呼径（ミリメートル）	可とう管の長さ（ミリメートル）																
25	300 以上																
30	400 以上																
40	500 以上																
50	600 以上																
65																	
80	1,000 以上																
100	1,100 以上																
40の4 Ⅱ⑩	流出を防止するための有効な措置	平屋建ての建築物に設けるタンク専用室にあつては、出入口の敷き居の高さを床面から 20 センチメートル以上とし、平屋建て以外の建築物に設けるタンク専用室にあつては、タンク専用室以外の部分に危険物が流出しないような全量収納できる構造とすることをいう。 発電機室に設けるサービスタンク等の少量危険物取扱所の一部にタンクを設ける場合の当該措置は、タンクの実容量の 50 パーセント以上を収納できる堰等とすることができる。															
40の4 Ⅱ⑪	防油堤	防油堤はその内部にためますを設けるとともに、タンクから 0.5 メートル以上離れた位置に高さ 0.15 メートル以上とし、その内容積は、屋外のタンクの危険物が流出した場合にタンク容量の全量を収納できるものとする。 なお、1 の防油堤内に 2 以上のタンクが存在する場合の内容積は最大タンク容量の全量を収納できるものとする。															
	水抜口	水抜口には防油堤の外部に開閉弁を設け、かつ、当該開閉弁の直下にためますを設けること。ただし、ためますから下水等へ連結する場合は、条例第 40 条の 3 第 2 項第 2 号の規定による油分離装置又は中和（希釈）装置を設けること。															

40の4 Ⅱ⑫	底板の外 面の腐食 を防止す るための 措置	規則第21条の2の規定に準ずること。
40の4 Ⅱ⑬	点検作業 に必要な 空間	空間の幅は、おおむね50センチメートルとすること。
40の5 Ⅱ①	タンク室	タンク室は、底部及び周囲を厚さ15センチメートル（タンクの容量が2,000リットルを超えるものにあつては、30センチメートル）以上の鉄筋コンクリートで造ること。
	設置	タンクは、タンク室の内側と10センチメートル以上の間隔を保って据え付け、その空間には乾燥砂を充てんすること。
	漏れを防止することができる構造	危令第13条第3項の規定による構造のタンクをいう。ただし、第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクで容量2,000リットル以下のタンクにあつては、側方及び下方の被覆の厚さを15センチメートル以上とすることができる。
	有効に保護	規則第23条の2の規定に準ずること。
40の5 Ⅱ②	適当な深さ	タンクの頂部（タンク胴板の最上部をいう。）は、60センチメートル以上の地盤面から下にあること。
	有効な広さ及び強度を有する鉄筋コンクリート造のふた	ふたは、次によること。 1 ふたは、厚さ15センチメートル以上の鉄筋コンクリート造（鉄筋は直径9ミリメートル以上、鉄筋間隔は30センチメートル以下）とすること。ただし、タンクの容量が2,000リットルを超えるものにあつては、ふたの厚さを30センチメートル以上の鉄筋コンクリート造（鉄筋は直径10ミリメートル以上、鉄筋間隔は30センチメートル以下）とすること。 2 タンクのふたの広さは当該タンクの水平投影面積の縦及び横より、それぞれ60センチメートル以上大きいものとする。こと。 3 ふたには、直径15センチメートル以上の鉄筋コンクリート造（縦筋は直径9ミリメートル以上、帯筋間隔は30センチメートル以下）又はこれと同等以上の強度を有する支柱を設けること。ただし、タンクの容量が2,000リットルを超えるものにあつては、支柱の直径を25センチメートル以上の鉄筋コンクリート造（縦筋は直径10ミリメートル以上、帯筋は直径6ミリメートル以上、帯筋間隔は15センチメートル以下）とすること。
40の5 Ⅱ③	堅固な基礎	基礎は次のいずれかによること。ただし、危令第13条第3項の規定による構造のタンク（別表・条項40の5Ⅱ①・漏れを防止する構造の項ただし書による構造のタンクを含む。）にあつては、1のコンクリート枕基礎により、FF二重殻タンクにあつては、2の碎石基礎によること。

		1 コンクリート枕基礎 (1) 基礎スラブは、厚さ 15 センチメートル以上の鉄筋コンクリート造（鉄筋は直径 9 ミリメートル以上、鉄筋間隔は 30 センチメートル以下）とすること。ただし、タンクの容量が 2,000 リットルを超えるものにあつては、厚さ 30 センチメートル以上の鉄筋コンクリート造（鉄筋は直径 10 ミリメートル以上、鉄筋間隔は 30 センチメートル以下）とすること。 (2) 基礎の大きさは、タンクの水平投影面積以上とし、べた基礎とすること。 (3) 基礎とコンクリート枕架台とは別々に造ることなく、一体として造ること。ただし、SF 二重殻タンクにあつては板厚 6 ミリメートル以上、巾 30 センチメートル以上の鋼製の枕基礎とすることができる。 (4) 防食措置を施した帯鋼によってタンクを基礎に固定すること。 2 碎石基礎 碎石基礎は、基礎スラブ、碎石床、支持碎石、充填碎石で構成すること。 (1) 基礎スラブは、厚さ 30 センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とすること。 (2) 碎石床は、6 号碎石等で厚さ 200 ミリメートル以上とすること。 (3) 支持碎石は、6 号碎石等をタンク下部 60 度以上の範囲まで充てんすること。 (4) 充填碎石は、6 号碎石等を碎石床から 600 ミリメートル以上まで充てんすること。 3 タンクの容量、埋設場所の土質等により、火災予防上支障がないと認めるときは、1 又は 2 によらなくても差し支えない。
40 の 5 Ⅱ④	気密に造る	ガラス繊維強化プラスチック製のタンクを除き、タンクの接合方法は、溶接によること。
40 の 5 Ⅱ⑥	タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備	タンク周囲の対角線上に設ける漏えい検査管のほか、規則第 23 条の 3 第 2 号に定める設備又は二重殻タンクで規則第 24 条の 2 の 2 第 2 項若しくは同条第 4 項に定める漏れを検知することができる設備をいう。
40 の 6 Ⅰ②	安全な注油に支障がない範囲の注油速度	容器に詰め替える場合は、毎分 60 リットル以下とする。 なお、タンクへ詰め替える場合は、毎分 180 リットル以下とする。 ただし、タンクに繋結して注油する場合は、この限りでない。

40の6 I ③	静電気による災害が発生するおそれのある液体の危険物	危険物第4類の特殊引火物、第一石油類及び第二石油類が該当する。
40の6 II ①	火災予防上安全な場所	移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない場所等をいう。
40の6 II ②	同等以上の機械的性質を有する材料	次の計算式により算出された数値（小数点 2 位以下の数値は切り上げる。）以上で、かつ、2.8 ミリメートル以上のものとする。 $t = \sqrt[3]{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$ t：使用する金属板の厚さ（mm） σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²） A：使用する金属板の伸び（%）
	気密に造る	タンクの接合方法は、溶接によること。
40の6 II ③	これに相当する部分	シャーシフレームのない車両にあつては、メインフレーム又はこれと一体になっているクロスメンバー等をいう。
40の6 II ④	安全装置	安全装置の吹き出し部分の有効面積については、規則第 19 条第 2 項第 2 号の規定の例によること。
40の6 II ⑤	同等以上の機械的性質を有する材料	条例第 40 条の 6 第 2 項第 2 号の規定の例によること。
40の6 II ⑥	同等以上の機械的性質を有する材料	次の計算式により算出された数値（小数点 2 位以下の数値は切り上げる。）以上の厚さのものとする。 $t = \sqrt{\frac{270}{\sigma}} \times 1.6$ t：使用する金属板の厚さ（mm） σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm²）
	防波板	防波板は、次によること。 1 タンク室に移動方向と平行に 1 箇所設けること。 2 防波板の面積は、タンク室の移動方向の最大断面積の 3 分の 1 以上とすること。 3 貯蔵する危険物の動揺により、容易に湾曲しない構造とすること。ただし、タンクの容量が 2,000 リットルを超えるものにあつては、規則第 24 条の 2 の 8 の規定に準じて設けること。

40の6 Ⅱ⑦	同等以上の機械的性質を有する材料	条例第40条の6第2項第2号の規定の例によること。
40の6 Ⅱ⑧	防護枠	規則第24条の3第2号の規定に準ずること。
40の6 Ⅱ⑨	非常の場合に直ちに閉鎖することができる弁等	必ずしもレバーの操作により閉鎖するものには限らないが、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものであること。
	表示	表示は、次の例によること。 1 表示事項 表示は、表示内容を「緊急レバー手前に引く」とし、周囲を枠書きした大きさ63ミリメートル×125ミリメートル以上とすること。また、文字及び枠書きは、反射塗料、合成樹脂製の反射シート等の反射性を有する材料で表示すること。 2 表示の方法 表示は、直接タンク架台面に行うか又は表示板若しくはシートに行うこと。 3 表示板又は表示シートの材質 表示板の材質は、金属又は合成樹脂とし、表示シートの材質は、合成樹脂とすること。 4 表示の位置 表示の位置は、緊急レバーの直近の見やすい箇所とすること。 5 表示板の取付方法 表示を表示板に行う場合は、溶接、リベット、ねじ等により表示板を堅固に取り付けること。
40の6 Ⅱ⑪	可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所	危険物を常温で貯蔵するものにあつては、引火点が40℃未満のものを取り扱うタンク室内、防護枠内、給油設備を覆い等で遮へいた場所（遮へいされた機械室内）等をいう。ただし、遮へいされた機械室内のうち通風がよいもの又は換気が十分行われるものにあつては、この限りでない。
40の7 Ⅱ	同項の基準によらないことが通常である場合	例えば、第3類の危険物のうち禁水性物品にあつては、水との接触を避けることとなっているが、アセチレンガスを発生させる場合は、炭化カルシウム（カルシウムカーバイド）に水を反応させる。また、第4類の危険物は、炎、火花等との接近又は加熱を避け、みだりに蒸気を発生させないこととなっているが、ガソリン、灯油等を燃料として消費する場合は、点火したり噴霧状にして炎に吹きつけたりする。このような取扱いは、条例第40条の7第1項第3号又は同項第4号の規定に抵触することとなるが、徐々に反応させたり、燃焼がまの中へ少量ずつ注入し、異常発熱や異常燃焼等による災害を発生させないための種々の方法を用いることにより、日常生活の利便性が図られている。

		同項の基準によらないことが通常である場合とは、以上の例をいう。												
41	同一の場所	<table><tr><td colspan="2">同一の場所とは、原則次の基準によること。</td></tr><tr><td>少量危険物取扱所の区分</td><td>同一の場所とみなす範囲</td></tr><tr><td>屋外に設ける少量危険物取扱所（屋外タンク及び地下タンクを併設する場合を含む。）</td><td>場 所 ご と</td></tr><tr><td>屋外の少量危険物取扱所のうち、屋外のタンクのみを設置する少量危険物取扱所</td><td>タ ン ク ご と</td></tr><tr><td>屋外の少量危険物取扱所のうち、地下タンクのみを設置する少量危険物取扱所</td><td>群 ご と</td></tr><tr><td>屋内に設ける少量危険物取扱所</td><td>室 ご と</td></tr></table> 注 1 少量危険物取扱所の循環、油圧装置等の一連の取扱いとなるタンクを有する場合は、当該少量危険物取扱所とタンクを含めて、同一の場所とすること。 2 屋外に設ける少量危険物取扱所については、敷地の規模、周囲の状況、作業の形態、作業の内容及び業務の関連等により判断すること。 3 屋内に設ける少量危険物取扱所においては、形態に応じて建築物又は階ごととすること。 4 地下タンクによる少量危険物取扱所の群ごととは、次によること。 (1) 同一のタンク室内に設置されている場合 (2) 同一の基礎上に設置されている場合 (3) 同一のふたで覆われている場合	同一の場所とは、原則次の基準によること。		少量危険物取扱所の区分	同一の場所とみなす範囲	屋外に設ける少量危険物取扱所（屋外タンク及び地下タンクを併設する場合を含む。）	場 所 ご と	屋外の少量危険物取扱所のうち、屋外のタンクのみを設置する少量危険物取扱所	タ ン ク ご と	屋外の少量危険物取扱所のうち、地下タンクのみを設置する少量危険物取扱所	群 ご と	屋内に設ける少量危険物取扱所	室 ご と
同一の場所とは、原則次の基準によること。														
少量危険物取扱所の区分	同一の場所とみなす範囲													
屋外に設ける少量危険物取扱所（屋外タンク及び地下タンクを併設する場合を含む。）	場 所 ご と													
屋外の少量危険物取扱所のうち、屋外のタンクのみを設置する少量危険物取扱所	タ ン ク ご と													
屋外の少量危険物取扱所のうち、地下タンクのみを設置する少量危険物取扱所	群 ご と													
屋内に設ける少量危険物取扱所	室 ご と													
42Ⅰ①ア	同等以上であると認められる容器	条例第 40 条の 2 第 1 項第 11 号アの規定の例によること。												
42Ⅰ②	容器を積み重ねて貯蔵する場合	条例第 40 条の 2 第 1 項第 12 号の規定の例によること。												
42Ⅱ①	防火上有効な塀	条例第 40 条の 3 第 2 項第 1 号の防火上有効な塀に準ずること。												
42Ⅱ②	防火上有効な隔壁	小屋裏に達するよう不燃材料で造った壁をいう。												

43

指定可燃物等のうち可燃性固体類等以外のもの（以下「綿花類等」という。）の貯蔵及び取扱い

1 別表第5品名欄に掲げる物品の基準は、次によるものとする。

(1) 綿花類

ア 不燃性とは、着炎した場合にそれ自体が燃焼しないものをいう。

イ 難燃性とは、着炎した場合にそれ自体は燃えるが、継続して燃焼しないものをいう。

ウ トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿製毛機にかけて、1本1本の細い繊維をそろえて带状に束ねたもので、製糸工程前の状態のものをいう。

エ 繊維には、植物繊維、動物繊維、鉱物繊維、化学繊維をいう。ただし、動物繊維のうちまゆは除く。

オ 繊維の燃焼性による区分は次表による。

ただし、可燃性の物品で難燃化の処理をしたものは指定可燃物等に該当しない。

区 分	繊 維 の 例
不燃性	ガラス繊維、金属繊維、アスベスト、ホウ素繊維、炭素繊維
難燃性	フッ素繊維、塩化ビニリデン系繊維、ポリ塩化ビニル系繊維、ポリクラール、芳香族ナイロン、フェノール系繊維
可燃性	ビニロン、ナイロン、アセテート、アクリル繊維、レーヨン（ビスコース法によるもの）、キュプラ、ポリプロピレン繊維、ポリエチレン繊維、綿、麻

(2) 木毛及びかんなくず

ア 木毛とは、細薄なヒモ状に木材を削ったもので、木繊維（しゅろの皮、やしの実の繊維）が含まれる。

イ かんなくずとは、手動又は電気かんなを使用して、木材の表面加工の際に出る薄面状のものをいう。ただし、製材所等の製材過程において出るおがくず（木材加工品及び木くずで規制される。）は含まれない。

(3) ぼろ及び紙くず

ア ぼろ及び紙くずとは、繊維製品、紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいう。ただし、ぼろのうち機械圧縮して金属製の帯によりこんぼうされた商品ウエスは、ぼろに該当せず、こんぼうを解いたもの又は荒縄等で手締めをしたものは、ぼろに含まれる。

イ パルプは紙くずに含まれない。

(4) 糸類

ア 糸類とは、紡績工程後の糸及びまゆをいい、綿糸、毛糸、麻糸、化学繊維系、スフ系等がある。

イ 不燃性又は難燃性の判定は(1)ア、イ及びオを準用する。

(5) わら類

ア 乾燥藁とは、藁草を乾燥したものをいい、畳表、畳床、畳、ゴザ等が含まれる。

イ 干し草のうち、含水量 11 パーセント以上の乾燥した葉たばこは、わら類には含まれない。

(6) 再生資源燃料

指定可燃物の品名として指定されている木材加工品及び木くずを成型して燃料としたものは木材加工品及び木くずとして、合成樹脂類のタイヤを裁断して燃料としたものは合成樹脂類として扱う。

(7) 石炭・木炭類

ア 石炭類とは、無煙炭、れき青炭、褐炭、亜炭、泥炭をいい、練炭、豆炭、タドン類も含まれる。

イ 木炭類には、かいろ炭、コークス及び活性炭が含まれる。

(8) 木材加工品及び木くず

ア 木材加工品とは、製材した木材、板、柱、パレット、家具類等をいい、原木は含まれない。ただし、丸太のままで使用する電柱、くい類、建築用足場材は含まれる。

イ 木くずとは、廃材及びおがくずで、水に浸漬されたものは含まれない。

ウ 木材加工品中、現に使用中のもの（学校、事務所等の机、椅子等）は含まれない。

エ 木材加工業者の多くは石単位（1 石は 0.28 立方メートル）を用いるので数量算定は次表を目安とし、36 石を規制の範囲とすること。

品 名	1 個当たりの石数
本 箱	0.3
下 駄 箱	0.4
机 ・ 洋 ダ ン ス	0.5
和 ダ ン ス	0.7

なお、下駄は 3,000 足、ベニヤ板（2 ミリメートル）は 1,000 枚以上で、10 立方メートル以上と推定すること。

(9) 合成樹脂類

ア 不燃性又は難燃性の判定は、J I S K7201（酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法）により行い、不燃性又は難燃性の物品とは酸素指数 26 以上のものとする。

イ 発泡させたものとは、比重が 0.2 未満のものをいう。

ウ プラスチックフィルムは合成樹脂類に含まれる。

エ 合成樹脂類のうちゴムにあつては、天然ゴム、合成ゴム、再生ゴムがあるが、添加剤の有無、ゴムの形体（製品、半製

品、原料ゴム）を問わずすべて含まれる。ただし、ラッテックス等の液状のものは含まれない。

オ ゴムを主体とした製品又は半製品で、他の材料を伴う製品（ゴム長靴、タイヤ等）又は半製品であっても、ゴムの容積又は重量において50パーセント以上占めるものは含まれる。

カ 合成樹脂類の燃焼性による区分は次表による。ただし、不燃性又は難燃性の合成樹脂であっても、可塑剤、充てん剤等の配合割合により、不燃性又は難燃性とならない場合がある。また、可燃性の物品で、難燃化の処理をしたものは指定可燃物等に該当しない。

区 分	合 成 樹 脂 類 の 例
不燃性 又は難 燃性	フェノール樹脂（PF）、フッ素樹脂（PFE）、ポリアミド（PA）、ポリ塩化ビニリデン（PVDC）、ポリ塩化ビニル（PVC）、ユリア樹脂（UF）、けい素樹脂（SI）、ポリカーボネイト（PC）、メラミン樹脂（MF）、フッ素ゴム（FPM）
可燃性	アクリルニトリル・スチレン共重合樹脂（AS）、アクリルニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂（ABS）、エチレン酢酸ビニル共重合樹脂（EVA）、エポキシ系樹脂（EP）固体に限る。セルロースアセテート（CAマセチルセルロース）、不飽和ポリエステル樹脂（UP）、ポリアセタール（POM）、ポリウレタン（PUR）、ポリエチレン（PE）、ポリスチレン（PS）、ポリビニルアルコール（PVAL）、ポリプロピレン（PP）、ポリメタクリル酸メチル（PMMAアクリル樹脂）、ポリメチルペンテン天然ゴム（NR）、イソプレングム（IR）、クロロプレングム（CR）、ブタジエンゴム（SBR）、ブチルゴム（IIR）、エチレン・プロピレングム（EPM）、アクリルゴム（ACM）、ウレタンゴム（U）、多硫化ゴム（T）

(10) マッチ

マッチの数量計算は、次に掲げるマッチ箱の大きさごとに定める数量を基礎とする。

11.2センチメートル×9.2センチメートル×5.1センチメートルのもの1個 130グラム

11.7センチメートル×6センチメートル×2.2センチメートルのもの3個 130グラム

5.7センチメートル×3.6センチメートル×1.6センチメートルのもの10個 130グラム

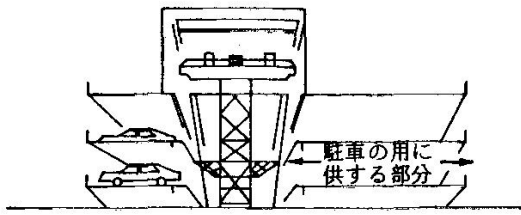
5.7センチメートル×4.7センチメートル×1センチメートルのもの15個 130グラム

5.7センチメートル×3.6センチメートル×1センチメートルのもの20個 130グラム

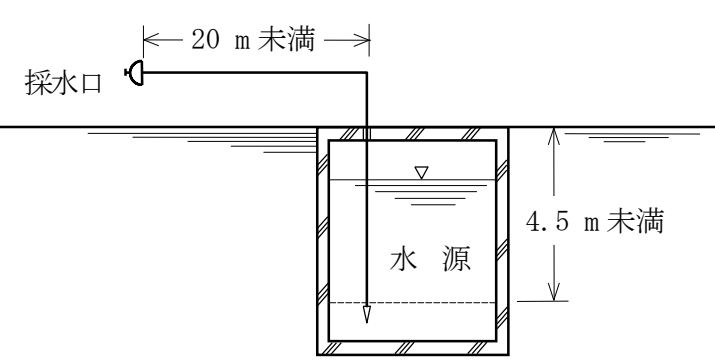
		2 数量の算定は、次によるものとする。 (1) 屋内における貯蔵又は取扱いは、建築物その他の工作物の棟単位で算定する。ただし、建築物その他の工作物が建基令第112条に規定する防火区画で区画された場合は別棟として算定することができる。 (2) 屋外における貯蔵又は取扱いは、敷地単位で算定する。ただし、相互間隔が5メートル以上ある場合又は防火的な壁、塀等によって区画された場合は、それぞれ別の貯蔵又は取扱場所（敷地）として算定することができる。 (3) 指定可燃物等を2以上貯蔵又は取り扱う場合は、それぞれ品名ごとに算定し、プール計算をしないものとする。 (4) 貯蔵又は取扱いの数量が常時変動する場合は、当該貯蔵又は取扱いに係る数量の最大瞬間停滞量で算定する。 (5) こんぼう材としての指定可燃物は、その指定可燃物の体積のみを算定する。 (6) 指定可燃物等と指定可燃物等以外のものとで構成されている物品は、その指定可燃物等の体積のみを算定する。 (7) 2以上の指定可燃物からなっている物品は、成分比の多いもの又は消火活動上困難性の高いものの指定可燃物で算定する。 (8) 搬送用のパレット等のみを貯蔵する場合は算定する。ただし、現に当該パレット等を搬送用の道具等として使用中の場合は算定しない。
43 I ③	区分して整理	危険物との間に1メートル以上の空地を確保して、整理することを行う。
	地震等により容易に荷くずれし、落下し、転倒し、又は飛散しないような措置	囲い、ネット、ロープ掛け等の固定による荷くずれ、転倒防止等を行うことをいう。
43 I ⑤ア	水分を適切に管理する	含有する水分を10パーセント以下となるようにすること。
43 I ⑤エ	適正な温度	搬入される廃棄物固形化燃料等に応じ、あらかじめ設定された温度以下であること。
43 II ②	適温に保つための散水設備等	散水等の冷却効果により、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類を適温に保つことのできる設備を行う。

43Ⅱ ③ア	散水設備を設置する等必要な措置	防水塀、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、ドレンチャー設備、屋外消火栓設備、防火シャッター等が延焼防止上有効に設備された場合をいう。
43Ⅱ ③イ	防火上有効な塀	条例第40条の3第2項第1号の防火上有効な塀に準ずること。
43Ⅱ ③イ、ウ	水幕設備を設置する等必要な措置	スプリンクラー設備、ドレンチャー設備、防火シャッター等が延焼防止上有効に設置された場合をいう。
43Ⅱ ③ウ（ア）、（イ）	不燃性の材料を用いて区画する	難燃材料（建基令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。以下同じ。）を用いて、天井又は小屋裏まで達するように区画することをいい、その部分に開口部を設ける場合にあっては、防火戸を用いること。
43Ⅱ ③ウ（イ）	内容を異にする2以上の取り扱い	ゴム製造の精練工程及び成型工程、プラスチック製造の重合工程及び成型工程その他これらに類する取扱いをいう。
43Ⅱ ④ア	温度測定装置	タンク、サイロ内に設ける温度計、廃棄物固形化燃料等の温度を直接計ることができる装置、サーモグラフィ等がある。
43Ⅱ ④イ	速やかに排出できる構造	コンベア等の排出機構により短時間のうちに外部に排出することができる構造をいう。
	散水設備	スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、連結散水設備等、貯蔵量に応じ短時間に十分な冷却・消火ができる設備をいう。
	不活性ガスを封入する設備	貯蔵量に応じ、酸素濃度を十分に低下させることができる設備をいう。
45Ⅰ	令別表第1(16)項	令別表第1(16)項に掲げる防火対象物のうち、一般住宅の用に供する部分の面積は延べ面積に算定するが、当該部分には消火器の設置を要しない。
45Ⅱ ②	引火性又は発火性の物質を貯蔵し、又は取り扱う場所	危令第1条の11に規定する指定数量の10分の1以上で、かつ、同条に規定する指定数量の5分の1に満たない数量の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所をいう。
45Ⅱ ③	変圧器	一次側又は二次側が300ボルト以上で、かつ、5キロボルトアンペア以上のものをいう。

	配電盤	配電盤とは、発電機、電動機等の制ぎょ、配電等の目的に使用するもの又は制ぎょ、配電に必要な各種開閉器、自動遮断器等を取り付けてあるもので、300 ボルト（交流にあっては実効値）以上のものをいい、壁等に取り付けてある分電盤の類は含まない。
	その他これらに類する電気設備	1 固定式又は移動式の別を問わず、次に掲げる電気設備で 300 ボルト以上のものをいう。 (1) 電動機又は発電機 (2) 溶接機（5 キロボルトアンペア以上のもの） (3) 赤外線乾燥設備 (4) 整流器（5 キロボルトアンペア以上のもの） (5) 電熱設備（5 キロワット以上のもの） (6) 静電塗装設備 2 急速充電設備
	場所	消火器を設けなければならない電気設備が 2 以上ある場合は、その数に関係なく当該電気設備のある場所の床面積 100 平方メートル以下ごとに消火器を設けること。
45 II ④	乾燥室	乾燥室とは、熱源を用いて物の加熱乾燥をするための区画された室又はこれに類するものをいう。乾燥機（器）で内容積 1 立方メートル以上のものは、乾燥室とみなす。
	その他多量の火気を使用する場所	ボイラー、ガスバーナー、油バーナー、熱処理炉等を設ける場所（ボイラー室を除く。）、公衆浴場の火たき場、学校の給食調理施設又はちゅう房設備（入力 12 キロワット以下のものを除く。）を設ける場所をいう。
45 II ⑥	溶接又は溶断の作業をする場所	臨時の作業であっても規制の対象である。
47 I II	主たる用途に供する部分	主たる用途に供する部分は、当該用途に供されるすべての部分をいう。ただし、階段、便所及び防火区画（小屋裏若しくは天井裏に達せしめた耐火構造又は仕上げ及び下地を不燃材料とした構造の壁で区画され、かつ、開口部に防火戸が設けられたものをいう。）された通路等は除くことができる。
48 I	駐車のために供する部分の床面積	駐車する部分（屋上部分を含む。）及び車路の床面積をいう。

吹抜き部分を共有する防火対象物の2以上の階で、駐車のために供する部分	次図の部分进行う。 
油入機器を使用する無人変電設備	無人変電設備とは、当該変電設備のある場所以外の場所から遠隔操作によって操作する変電設備をいい、変圧器等と操作室が異なる場所にある場合であっても、その両者が同一建築物内又は同一敷地内にある場合は、無人変電設備とみなさない。 油入機器を使用する無人変電設備に設ける消火設備は、次によること。 1 電気設備の規模に関係なく、固定消火設備であること。 2 油入機器を用いる変圧器室、油入しゃ断器室、制ぎょ盤室等すべての室に消火設備を設けること。 油入しゃ断器にあつては、油の量が1リットル程度の少量であり、かつ、その個数が少ない場合であっても、消火設備を設けること。 3 耐火構造の壁、床又は建基令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸（以下「特定防火設備である防火戸」という。）で、それぞれが区画された室にあるものであつても、それぞれに全域放出方式又は局所放出方式の消火設備を設けること。
全出力1,000キロワット以上の変電設備及び発電設備	1 出力の算定は、同一区画内にある設備について行うこととし、条例第14条第1項の算定の例によること。 2 消火設備は、次によること。 (1) 消火設備は変圧器、発電機その他これらに類する電気設備が設置されている室（配電盤、制御盤、遮断器、蓄電池等が設置されている部分を含む。）に設けること。ただし、配電盤室、制御盤室、遮断器室、蓄電池室、クーラー室等（以下「配電盤室等」という。）が変圧器室又は発電機室とそれぞれ耐火構造の壁、床又は特定防火設備である防火戸で区画されている場合は、当該配電盤室等に限り消火設備を設けないことができる。 (2) 消火設備の方式は全域放出方式とすること。ただし広い防護区画で全域放出方式が困難なものにあつては、局所放出方式とすることができる。 (3) 前(2)によるほか、火災の際、煙が充満するおそれのない変電設備又は発電設備（例えば、建家の大きい一部に金網等で区画した設備の部分进行う。）で地階又は無窓階とならない階に設けられる場合は、移動式とすることができる。

48Ⅲ	送水口	特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成26年総務省令第23号）第2条第2号に規定する特定駐車場用泡消火設備についても、送水口を設けること。
51①	避難上有効な出入口付近又は安全に避難ができる場所	避難階又はその直上階若しくは直下階で、直接屋外へ避難できる出入口付近又は防災センター等の出入口から屋外に通ずる一の出入口に至る通路部分が防火上他の用途部分と区画され、かつ、歩行距離30メートル以下となる場合をいう。
51②	火災による被害を受けるおそれの少ない構造	他の用途部分と耐火構造の壁若しくは床又は防火戸により区画し、かつ、内装は下地を含めて不燃材料により構成すること。 なお、消防用設備等の監視及び操作を容易に行うのに必要な床面積（25平方メートル以上）を有すること。
51③	消防用設備等の作動監視及び操作に支障がない照度	10ルクス以上をいう。
51④	標識	おおむね1メートル以上の高さに掲げること。
52Ⅲ	照明設備	建基令第126条の4の規定に基づき非常用の照明装置が設置されており、かつ、当該装置により避難器具の使用が容易であると認められるものについては、照明設備を設けないことができる。 照明設備は、次によること。 1 照度 床面において、1ルクス以上であること。 2 位置及び構造 避難器具の使用を容易にする位置及び構造であること。 3 非常電源 蓄電池設備とし、その容量は20分間有効に照明できる容量以上であること。 4 配線 電気工作物に係る法令の規定によるほか、照明の電気回路には点滅器を設けないこと。ただし、就寝施設にあっては、この限りでない。
54Ⅳ	連結送水管の設置	連結送水管の放水口及び送水口を設ける位置は、次によること。 1 放水口の位置 直通階段の出入口、非常用エレベーターの乗降ロビー又は階段の出入口から5メートル以内で、かつ、当該出入口から容易に識別できる位置に設けること。ただし、これによることができない場合は、当該出入口に赤地に白文字の誘導標識を設けること。

		2 送水口の位置 放水口位置直近の直通階段に通ずる主たる出入口付近で、前面道路から容易に識別できる位置に設けること。
56の2 I	消防水利を付近に有しない防火対象物	直近の消防水利（消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に規定する消防水利をいう。）に至る歩行距離が200メートルを超える防火対象物をいう。
	採水口	1 水源が結合金具の位置より高い位置にある採水口のうち、採水口における背圧が0.25メガパスカル以上のもの若しくは配管長（堅管部分を除く。以下同じ。）が50メートル未満のもの（以下「地上式の水源を有する採水口」という。）又は水源が結合金具の位置より低い位置にある採水口のうち、配管長が20メートル未満かつ落差が4.5メートル未満となるもの（以下「採水口より下の水源を有する採水口」という。）は次によること。 (1) 配管方式は、次図によること。 a 地上式の水源を有する採水口  b 採水口より下の水源を有する採水口  (2) 水源から採水口の結合金具に接続する配管（以下「配管」という。）の口径は80ミリメートル以上とし、空気だまりのできないように布設すること。 (3) 配管には、ろ過装置を取り付けること。 (4) 採水口の結合金具は、呼称75のねじ式受け口（採水口に0.25メガパスカル以上の背圧がある場合は、呼称65の差込式差し口）とし、有効な保護をすること。 (5) 採水口（地上式の水源を有する採水口に限る。）の直近には、操作しやすい位置に開閉弁を設けること。

2 前1以外の採水口は次によること。

- (1) 配管は、前1・(2)及び(3)によること。
- (2) 採水口の結合金具は、呼称65の差込式差し口とし、有効な保護をすること。
- (3) 採水口の直近には、操作しやすい位置に開閉弁を設けること。
- (4) 加圧送水装置を次により設けること。

ア 加圧送水装置は専用のものとし、定格吐出量毎分1,000リットル以上で、かつ、採水口における吐出圧力が0.25メガパスカル以上の能力のものとすること。

イ 加圧送水装置は、採水口又は防災センター等からの遠隔起動とすること。

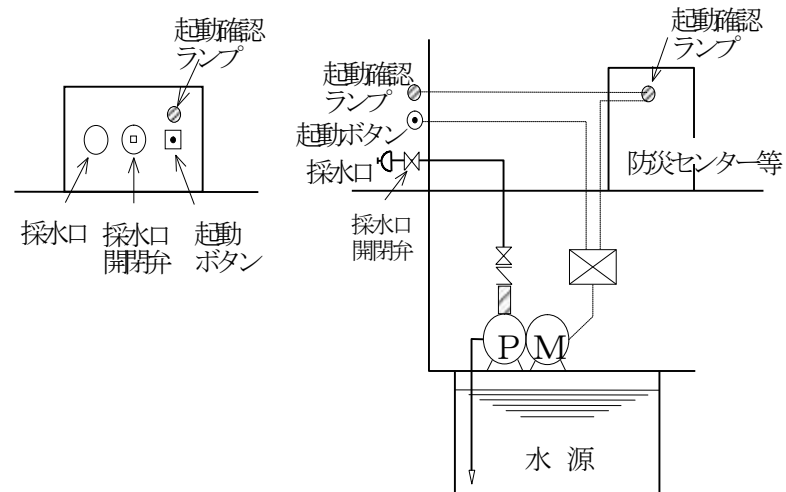
なお、防災センター等に起動装置を設置する場合は、採水口と防災センター等との間に直通通話装置（非常電話又はインターホン）を設けること。

ウ 採水口の直近及び防災センター等には、加圧送水装置が起動した旨の表示灯を設けること。

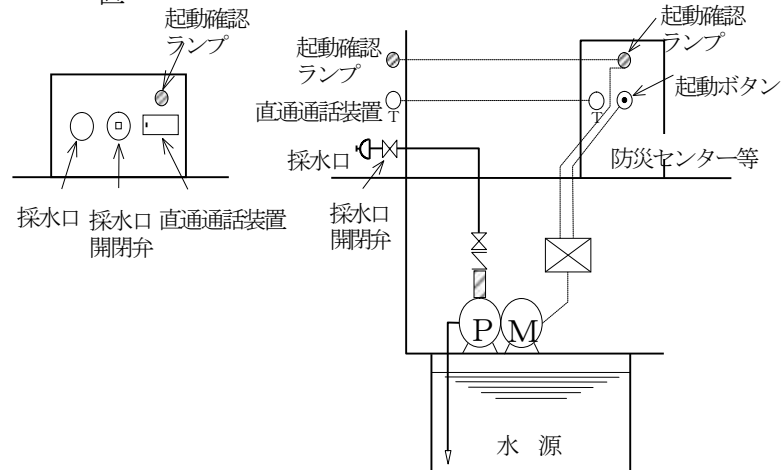
エ 採水口の直近には、加圧送水装置の起動方法を表示すること。

オ 加圧送水装置の遠隔起動は、次図によること。

a 採水口からの遠隔起動の場合

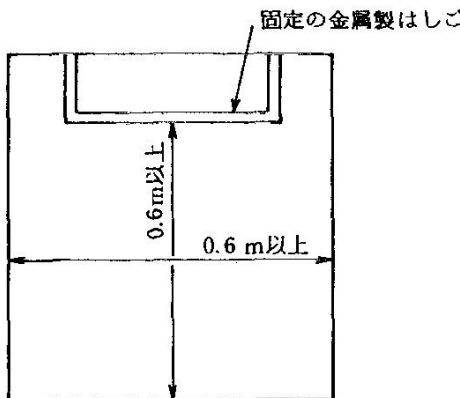
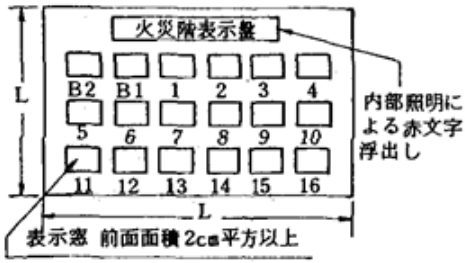


b 防災センター等からの遠隔起動の場合 — 直通通話装置設置



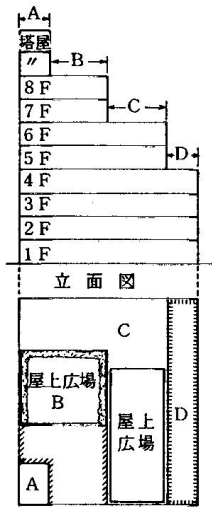
56の2 Ⅱ⑤	標識	結合金具が呼称 75 のねじ式受け口となる採水口の標識には「吸水用」を併記すること。また、加圧送水装置を有する採水口の標識には「ポンプ加圧式」を併記すること。
56の3 Ⅰ	消防隊進入口	建基令第 126 条の 6 第 1 号の規定にかかわらず、非常用エレベーターが設置されている場合においても消防隊進入口を設けなければならない。
	外壁に設けられた開口部	道路又ははしご自動車等を使用して消防隊が活動することができる道路、その他の空地に面する各階の外壁面の開口部をいう。
	有効に進入することができる構造	次のいずれかが設けられている構造をいう。 1 避難及び消火活動上有効なバルコニーが設けられているもの 2 屋外階段又は建基令第 123 条第 1 項の規定による屋内避難階段（屋内避難階段等の部分を定める告示（平成 14 年消防庁告示第 7 号）に該当するものに限る。以下「告示の屋内避難階段」という。）が設けられているもの 3 開放廊下、通路等が設けられているもの 4 壁面の長さ 10 メートル以内ごとに屋内から容易に開放でき、かつ、屋外からの進入を妨げる構造等を有しなく、次の(1)又は(2)に適合する開口部が設けられているもの (1) 直径 1 メートル以上の円が内接することができるもの (2) 幅及び高さがそれぞれ 75 センチメートル及び 1.2 メートル以上のもの
	屋外からの進入を防止する必要がある特別な理由	1 次のいずれかに該当する建築物について、当該階に消防隊進入口を設けることにより周囲に著しい危害を及ぼすおそれがあること。 (1) 放射性物質、有害ガスその他の有害物質を取り扱う建築物 (2) 細菌、病原菌その他これらに類するものを取り扱う建築物 (3) 爆発物を取り扱う建築物 (4) 変電所 2 次に掲げる用途に供する階（階の一部を当該用途に供するものにあつては、当該用途に供する部分以外の部分を一の階とみなした場合に条例第56条の 3の規定に適合するものに限る。）に消防隊進入口を設けることによりその目的の実現が図られないこと。 (1) 冷蔵倉庫 (2) 留置所、拘置所その他人を拘禁することを目的とする用途 (3) 美術品収蔵庫、金庫室その他これらに類する用途 (4) 無響室、電磁しゃへい室、無菌室その他これらに類する用途
56の3 Ⅱ⑤	外部から容易に開放できる構造	屋外から解錠等ができる構造をいう。

56の3 Ⅱ⑥	容易に識別できるもの	建築基準法施行令に基づく非常用の進入口の機能を確保するために必要な構造の基準（昭和45年建設省告示第1831号）に適合するものをいう。
56の4 Ⅰ	避難バルコニー	避難バルコニーへ至る出入口を施錠する場合は、次によること。 1 屋内側は、非常時に手動により開放できる装置が設けられていること。 2 電気錠で施錠する方式のものは、通電時施錠型のものとするとともに、防災センター等から遠隔解錠できること。
	有効に避難できる施設	有効に避難できる施設とは、次のものをいう。 1 連続バルコニー（各居室を連絡するバルコニー又は開放廊下をいう。）で、2方向に避難できるもの 2 共同住宅で、バルコニーが設けられ2方向に避難できるもの 3 次のいずれかが2以上設けられ2方向に避難できるもの （1）告示の屋内避難階段 （2）建基令第123条第2項の規定による屋外避難階段（以下「屋外避難階段」という。） （3）建基令第123条第3項の規定による特別避難階段で、屋内と階段室とはバルコニー又は外気に向かって開けることができる窓（特別避難階段の階段室又は付室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）第1号の基準によるものに限る。）を有する附室を通じて連絡しているもの（以下「開放性を有する特別避難階段」という。） 4 告示の屋内避難階段、屋外避難階段、開放性を有する特別避難階段のいずれかが1設けられ、かつ、スロープ（著しく煙の充満する恐れのないもの）が設けられ2方向に避難できるもの
56の4 Ⅱ①	相互に隔たった位置	原則として、各居室の主たる出入口から経路を重複することなく到達できる位置
	避難階の直上階	原則として、2階をいう。ただし、用途、構造等により避難バルコニーが設置できない階は、この限りでない。
	2以上	告示の屋内避難階段、屋外避難階段、開放性を有する特別避難階段のいずれかが1設けられる場合は、当該避難バルコニーを、1以上とすることができる。
56の4 Ⅱ③	手すり	手すりに転落防止用の措置を講ずる場合は、排煙上又は消防活動上支障とならないものとする。
56の4 Ⅱ④	有効面積0.6メートル平方以上	次図のとおりとする。なお、開口部には、転落防止のため、避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第2号）第8・5の規定に準じた、上下から開放することができる上ぶたを設けること。

					
固定の金属製はしご等	1 固定された金属製はしご又は避難用タラップをいう。ただし、避難階の直上階に設けるものにあつては、固定のものとしなければならない。 2 固定の金属製はしごは、省令第 27 条第 1 項第 4 号イからハまで及び金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和 40 年自治省令第 3 号）によるほか、取付具の固定は次の工法により下表に掲げる荷重に耐えるよう設けること。 (1) 鉄骨又は鉄筋に、ボルト等を溶接又はフック掛けとする工法 (2) 固定構造部（建築物の壁、柱、床、はり又はバルコニーをいい、気泡コンクリート又は軽量コンクリート部分を除く。）の両面を鋼材等で補強しボルトを貫通し、締付ける工法 (3) (1)又は(2)と同等以上の強度を有すると認められる工法 <table><tr><th>荷 重 kN</th><th>付加荷重 kN</th></tr><tr><td>有効長（最上部の横桟から最下部横桟までの長さをいう。）について 2m又はその端数ごとに 1.95 を加えた値</td><td>自重 （取付け具の重量が固定部にかかるものにあつてはその重量を含む。）</td></tr></table>	荷 重 kN	付加荷重 kN	有効長（最上部の横桟から最下部横桟までの長さをいう。）について 2m又はその端数ごとに 1.95 を加えた値	自重 （取付け具の重量が固定部にかかるものにあつてはその重量を含む。）
荷 重 kN	付加荷重 kN				
有効長（最上部の横桟から最下部横桟までの長さをいう。）について 2m又はその端数ごとに 1.95 を加えた値	自重 （取付け具の重量が固定部にかかるものにあつてはその重量を含む。）				
56 の 5 I	火災階表示盤 1 火災階表示盤は、次によること。 (1) 火災階表示盤の大きさ、窓表示等は、次図によること。 火災階表示盤の設置例図  ① $L \geq 25\text{cm}$ 又は 表面積 700cm^2 以上 ② 配線は、耐熱電線を使用のこと。 ③ 配置高は、$F \cdot L 0.8\text{m} \sim 1.5\text{m}$ とする。 (2) 電源は、交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとるこ				

		と。 (3) 非常電源は蓄電池設備とし、各階2窓以上の表示で30分間以上表示可能なものであること。 (4) 表示窓の表示灯用電球は、2個以上並列に接続すること。ただし、放電灯又は発光ダイオードを用いるものにあつてはこの限りでない。 (5) 表示灯回路は、自己保持機能を有すること。 2 火災階表示盤と同等以上の表示機能を有する表示装置（以下「表示装置」という。）を以下のとおり設置した場合は、当該表示装置を火災階表示盤とみなすことができる。 (1) 表示装置の大きさ、窓表示等は、次図によること。 表示装置の設置例図 ① 表示装置は出火階及びその直上階の火災状況を表示できるものであること。 ② 配線は、耐熱電線を使用のこと。 ③ 配置高は、F・L0.8m～1.5mとすること。 (2) 電源は、交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。 (3) 非常電源は蓄電池設備とし、30分間以上表示可能なものであること。
58④	手すり	立見席の前部に設けること。
58⑤ オ	直通	直通とは、直接に通じることであり、直線的に通じることではない。
60	避難通路	避難通路は、避難口又は出入口に直通し、原則として2方向避難ができるよう確保すること。
60の2	ディスコ、ライブハウスその他これらに類するもの	ディスコ又はライブハウスと類似していると認められるもので、特殊照明、音響効果等により火災発生時に避難上支障があると認められる店舗等をいう。

	特殊照明及び音響を停止	非常ベル若しくは放送設備の起動又は自動火災報知設備の作動と連動して停止するもの又は常時従業員が勤務する場所において手動により停止させるものをいう。
	避難上有効な明るさ	床面において1ルクス以上の照明を確保できること。
61	避難通路等	主要避難通路及び補助避難通路の保有以外については、次によること。 1 売場又は展示場に面していない階段等へ通ずる避難通路の有効幅員は、1.2メートル以上とすること。 2 売場又は展示場に面しない場所にある特別避難階段に通ずる避難通路の床には、幅10センチメートル以上、長さ1メートル以上の大きさの矢印表示を5メートルごとに設けること。 3 売場又は展示場の部分と当該部分以外の部分との境界に設ける扉のうち、特別避難階段へ通ずるものにあつては、扉面に10センチメートル角の大きさの文字で「特別避難階段」と表示すること。
	主要避難通路	主要避難通路は、次によること。 1 避難の用に供する渡り廊下が設けられている場合は、当該渡り廊下にも主要避難通路を直通させること。 2 百貨店等の階のうち、当該階における売場の床面積が3,000平方メートルを超える大規模のものにあつては、主要避難通路の有効幅員は、2メートル以上とすること。 3 省令第28条の3第3項第2号の規定により通路誘導灯が設けられている箇所の主要避難通路の床面には、30センチメートル角以上の大きさの蓄光式の誘導標識を設けること。ただし、通路誘導灯が床面からの高さ1メートル以下の箇所に設けられている場合は、この限りでない。
61Ⅱ	補助避難通路	補助避難通路は、入場者、利用者等の避難に支障を生じないように保有すること。
61Ⅲ	明確に区別	売場又は展示場の部分と床の色彩を変え、又は幅10センチメートル以上の線を引くことをいう。
61Ⅳ	避難の用に供することができる屋上広場	屋上広場は、次によること。 1 屋上広場の面積は、屋上面積の2分の1以上の広さとすること。 2 屋上広場には、物品（容易に移動できるいす、テーブル類を除く。）、工作物（容易に収納できるテント類を除く。）等を設けないこと。 3 屋上広場は、できるかぎり1箇所に集中して設けること。 4 屋上広場には、ヘリコプターのホバリングに支障を生じるおそれのある架空線、工作物等を設けないこと。 5 設ける方法は、次の図の例による。

		屋上広場設置例図  立面図 平面図 注 1 塔屋（Aの部分）及び 4 階以下の屋上（Dの部分）には、屋上広場を設けなくてよい。 注 2 B及びCの部分が屋上階段（スロープ、タラップを含む。以下同じ。）で連絡されている場合は、B又はCの部分のいずれかに設けることができる。ただし、この場合の面積は、1/2（Bの部分の面積＋Cの部分の面積）以上とする。 注 3 B、C及びDの部分が屋外階段で連絡されている場合も、同様とする。										
63①ウ	その他の部分	さ敷、ます席等をいう。										
64③	非常時に自動的に解錠できる機能 解錠方法を表示	防災センター、管理事務所等に設置した遠隔操作装置により解錠でき、かつ、自動火災報知設備の作動と連動し解錠できること。 表示例は、次によること。 「ロックを押しノブを右に廻す」 「ロックを右に廻してノブを左に廻す」										
64の2①	目にふれやすい場所	用途ごとに、次表に掲げる場所をいう。 <table><tr><th>用 途 別</th><th>目 に ふ れ や す い 場 所</th></tr><tr><td>劇 場 等</td><td>ロビー、階段、エレベーターホール、喫煙所及び廊下</td></tr><tr><td>百 貨 店</td><td>階段、エレベーターホール、売場及び喫煙所</td></tr><tr><td>旅館、ホテル、宿泊所</td><td>客室、廊下、階段、エレベーターホール、フロント及びロビー</td></tr><tr><td>病 院</td><td>病室、待合室、廊下、エレベーターホール及び階段</td></tr></table>	用 途 別	目 に ふ れ や す い 場 所	劇 場 等	ロビー、階段、エレベーターホール、喫煙所及び廊下	百 貨 店	階段、エレベーターホール、売場及び喫煙所	旅館、ホテル、宿泊所	客室、廊下、階段、エレベーターホール、フロント及びロビー	病 院	病室、待合室、廊下、エレベーターホール及び階段
用 途 別	目 に ふ れ や す い 場 所											
劇 場 等	ロビー、階段、エレベーターホール、喫煙所及び廊下											
百 貨 店	階段、エレベーターホール、売場及び喫煙所											
旅館、ホテル、宿泊所	客室、廊下、階段、エレベーターホール、フロント及びロビー											
病 院	病室、待合室、廊下、エレベーターホール及び階段											

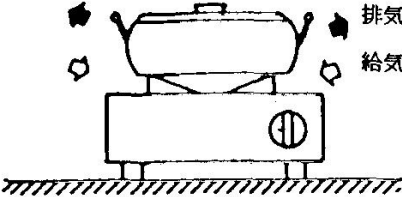
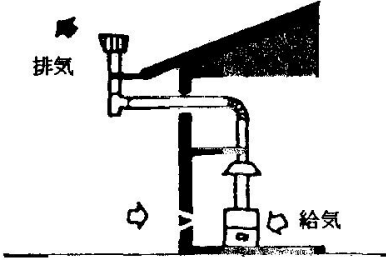
	<table><tr><td>特 殊 浴 場</td><td>受付、待合及び脱衣室</td></tr><tr><td>地 下 街</td><td>階段、地下道及び広場</td></tr></table>	特 殊 浴 場	受付、待合及び脱衣室	地 下 街	階段、地下道及び広場														
特 殊 浴 場	受付、待合及び脱衣室																		
地 下 街	階段、地下道及び広場																		
避難経路図	避難経路図は、次によること。 1 様式 現在位置を朱色で、2 方向に避難できる経路を緑色で示すこと。 2 大きさ 廊下、待合所、ロビー、階段等に設けるものにあつてはおおむね 50 センチメートル角（百貨店にあつてはおおむね 1 メートル角）以上、各室に設けるものにあつてはおおむね日本産業規格 B 5 版以上とすること。 3 材質 紙等の材質で破損又は汚損のおそれのあるものは、保護のための措置をすること。																		
掲示	高さは、おおむね目の位置とし、その個数は、室数に各階における階段（避難階段及び特別避難階段を含む。）の数を加えた数以上とする。																		
火災が発生した場合の通報、避難の方法	避難経路図の余白部分に次の例により簡記すること。 「店内放送の指示に従って下さい」 「火災を発見した人は、店員に知らせて下さい」																		
64の2 ②	適当な数 携帯用メガホン及び携帯用電灯について適当な数とは、各用途ごとに次表に掲げる数以上とする。ただし、百貨店の売場に常備する携帯用電灯にあつては、当該数の 3 倍とする。 <table><tr><th>用 途 別</th><th>常備場所</th><th>数</th></tr><tr><td rowspan="2">百 貨 店</td><td>各階の売場</td><td>階段（避難階段及び特別避難階段を含む。）の数及び避難器具の設置個数</td></tr><tr><td>警備員室</td><td>常時勤務する警備員の数</td></tr><tr><td rowspan="2">旅館、ホテル、宿泊所、及び病院</td><td>従業員詰所</td><td>夜間に勤務する従業員の数</td></tr><tr><td>警備員室</td><td>常時勤務する警備員の数</td></tr><tr><td rowspan="2">地 下 街</td><td>各店舗</td><td>1 個</td></tr><tr><td>管理事務所</td><td>常時勤務する従業員の数</td></tr></table>	用 途 別	常備場所	数	百 貨 店	各階の売場	階段（避難階段及び特別避難階段を含む。）の数及び避難器具の設置個数	警備員室	常時勤務する警備員の数	旅館、ホテル、宿泊所、及び病院	従業員詰所	夜間に勤務する従業員の数	警備員室	常時勤務する警備員の数	地 下 街	各店舗	1 個	管理事務所	常時勤務する従業員の数
用 途 別	常備場所	数																	
百 貨 店	各階の売場	階段（避難階段及び特別避難階段を含む。）の数及び避難器具の設置個数																	
	警備員室	常時勤務する警備員の数																	
旅館、ホテル、宿泊所、及び病院	従業員詰所	夜間に勤務する従業員の数																	
	警備員室	常時勤務する警備員の数																	
地 下 街	各店舗	1 個																	
	管理事務所	常時勤務する従業員の数																	

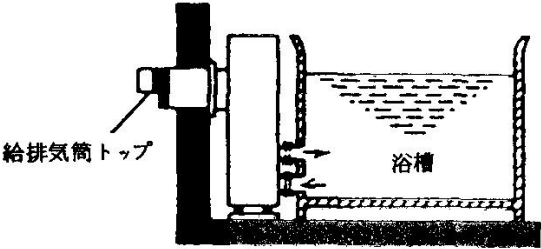
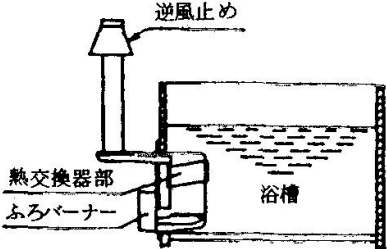
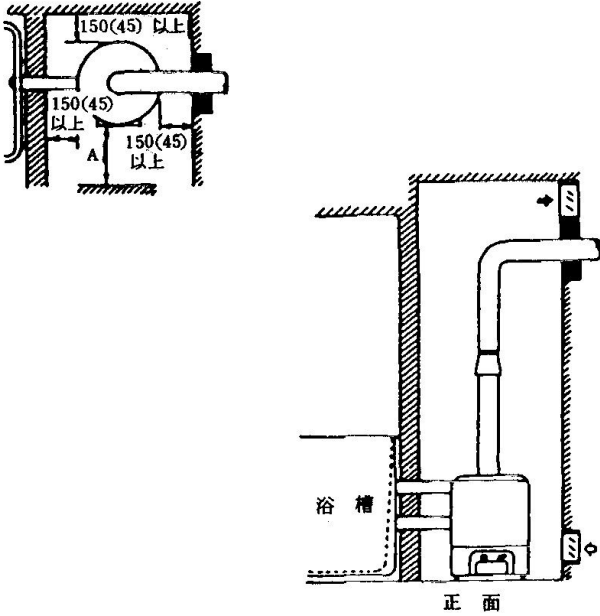
第3編 予防（火災予防条例指導基準）

		<table border="1"> <tr> <td>上記用途 以外の部分</td><td>事務所等</td><td>消防計画に基づく避難誘導員の数</td></tr> </table>	上記用途 以外の部分	事務所等	消防計画に基づく避難誘導員の数
上記用途 以外の部分	事務所等	消防計画に基づく避難誘導員の数			
	携帯用メガホン	携帯用メガホンの材質及び種別については、規制の対象としない。ただし、警備員が常時勤務する場所に設けるものにあつては、そのうち1個以上はサイレン付電気メガホンであること。			
64の2 ③	適当な数	各宿泊室に1個（1室に5人以上収容できる室にあつては、5人につき1個。ただし、当該室の常備個数が10を超えることとなるときは、10個とすることができる。）以上とする。			
64の3	専従する者	専従する者については、次によること。 1 保安又は警備の担当者をもってあてを原則とする。ただし、相応の知識、能力をもち、他の業務と兼務しない者であれば差し支えない。 2 専従者であることが判別できる腕章を着用すること。ただし、保安又は警備の制服を着用し、明らかに専従者と判別できる者は、この限りでない。			
	配置	混雑が予想される階の階段（避難階段及び特別避難階段を含む。）の数に避難器具の配置個数を加えた数以上の人員を当該階に配置すること。			
64の4 ①	機能を有効に保持	防火戸の閉鎖部分又は防火シャッターの降下部分には、床の色と明確に区分できる幅10センチメートル以上の線を引くこと。 防火ダンパーは、羽根と本体とが油かす等の付着により閉止できないことがないように清掃すること等をいう。			
64の4 ②	防火区画	エスカレーターの防火区画も含む。			
	遮熱力のある防火設備	鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は土蔵造等、ふく射熱を放射し難いものをいう。			
	近接して	おおむね30センチメートル以内の範囲をいう。			
64の5	機能保持に関する計画	計画の内容は、次によること。 1 電源及び起動部分の切替え工事は、休日又は公開時間外、従業員時間外等において、かつ、短時間に行うこと。 2 電源及び起動部分の切替え工事以外の工事は、各階又は各防火区画ごとに、かつ、部分的に行うものとし、他のすべての部分の機能は有効に保持できる状態にしておくこと。 3 工事等により一時消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能が停止し、又は低下する場合は、消火器の増設、警備員の増強等適切な措置をとること。 4 工事等の内容についてあらかじめすべての関係者に周知させ、事故防止に努めること。			

64の9 I ②	その他これらに類するもの	移動販売車、模擬店等で物品、飲食物等を販売又は提供するものをいう。
64の10 I	防火担当者	防火担当者は資格を必要としないが、指定催しの関係者に対して火災予防上必要な業務に関し必要な指示等を行うことができる立場の者が選任されるよう指導すること。 なお、指定催しを主催する団体の代表者が自ら防火担当者となることは差し支えないものとする。
68 2の3	排気用ダクト	単独の排気用ダクトで、横びきの長さ（外壁貫通部までの長さとする。）が2メートル以下のものを除く。
68④	乾燥設備	室内の容積が、2立方メートル以上の大きさのものをいう。
68 4の2	熱気浴設備	令別表第1に掲げる防火対象物に設置されるもので、業としてのいかににかかわらずすべて対象とする。
68⑧	水素ガス充填気球	届け出なければならない水素ガス充填気球の設置には、当該気球を掲揚する前に一定期間係留する場合を含む。
69①	火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為	たき火に類する行為にあつては、行為の規模、場所等を勘案し、条例第32条に定める例により指導すること。
69②	煙火の打上げ又は仕掛け	煙火を消費する場合には、火薬類取締法第25条第1項の許可を受けないで消費することのできる場合であっても、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第56条の4の技術上の基準が適用される。 なお、火薬類取締法第25条第1項の許可を受けた場合は、条例第69条の規定による届出がされたものとみなす。
69③	溶接又は溶断の作業	溶接又は溶断の作業の届出については、次によること。 1 一定の場所において溶接又は溶断の作業を業として行うもの（溶接業、自動車修理業、製かん業、建設業等）にあつては、最初に届け出させるのみでよいこと。 2 工事現場における溶接又は溶断の作業で、同一敷地内で行う同一目的の作業（鉄骨組立工事等）にあつては、当該作業期間の始めに届け出させること。 3 作業規模の大小に関係なく、届け出させること。
69④	催物の開催	大規模なもの、長時間のもの等で関係図面が必要であると認めるものにあつては、法第4条第1項の規定により、資料の提出を命じること。

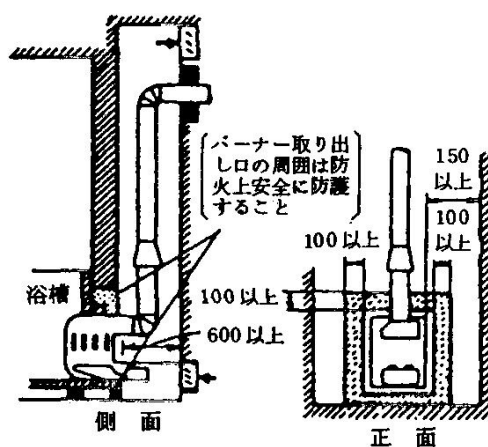
	その他の催物	仮設工作物を設けて行う見せ物、音楽会、スポーツ等の催物をいう。 なお、興行目的のためでない催物であっても、火災危険又は人命危険が高いと認められるものは、届け出させるよう指導すること。
69⑤	屋上における仮設飲食店	建築物等の屋上で営業するビヤガーデン等を対象とし、次によるものとする。 1 防火管理者の選任及び消防計画の届け出をさせること。 2 屋上を階とみなし令第10条を適用させること。 3 防災センター又は警備室との間に非常電話（直通電話又はインターホン）を設置させること。ただし、令第24条に定める非常警報設備が設けられている場合を除く。 4 客席200席を単位として、携帯用電気メガホン（サイレン付）及び携帯用電灯（強力ライト）を常備させること。 5 テーブル、椅子及び売店等の位置は、当該屋上に通じている避難階段を有効に使用できるよう確保させるとともに、客席部分には避難階段に通じる有効幅員1.2メートル以上の通路を1以上保有させること。 6 屋根、壁等を設ける場合は、骨組を不燃材料とし、難燃材料で仕上げること。
69⑥	開設	露店等の開設の届出については、次によること。 1 催しの主催者又はその他関係者が一括して届け出てもよいものであること。 2 露店等の開設場所、対象火気器具等及び消火器の設置場所の記された略図を添付させること。 3 屋内において、法、令、省令又は条例の規定に基づいて、防火対象物内に既に消火器が設置されている場合は、届出を要しないものとして取り扱って差し支えないものとする。
70 I	届け出	少量危険物取扱所においては、一時的にも指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うことはできない。この場合は、法第10条ただし書の規定による仮貯蔵又は仮取扱いの承認が必要である。 なお、少量危険物取扱所がボイラー、発電設備、乾燥炉等である場合は、それぞれの届出書もあわせて提出させること。
	数量	貯蔵し、又は取り扱う少量危険物又は指定可燃物等の数量については、次によること。 1 1日における最大の貯蔵量又は取扱量とすること。 2 ボイラー、炉又は発電設備による消費設備については、タンク等の危険物の貯蔵量又は1日当りの消費量のいずれか大なるものとする。 3 発電所、発電所等の変圧器等に収納されている危険物は数量に含めないこと。

71の3	圧気工法	トンネル工事等で、湧水を排除し、切羽安定の効果を向上させるため限られた空間の高圧の空気を送って、その中に人が入りその高圧空気（深さ1メートルにつき圧縮圧力（ゲージ圧力）0.01MPa）を呼吸しながら作業を行う工法をいう。
	その他の大規模な掘削工事	道路又は公園等の公共用地で公衆の出入り又は通行を制限し、覆工板、塀、さく等を用いて行う地下鉄又は地下街の建設工事に準ずる規模の工事をいい、例えば、共同溝の建設工事がこれに該当する。
72Ⅱ	水張検査又は水圧検査	名古屋市以外の市町村の消防機関又は消防局長がこれらの消防機関と同等以上の能力があると認めて指定した機関が実施した水張検査又は水圧検査については、当該試験が条例第40条の4第2項第1号、第40条の5第2項第4号及び第40条の6第2項第2号に定める技術上の基準に適合している旨の証明があれば認めて差し支えない。
	申請	水張水圧検査の申請は、少量危険物貯蔵・取扱い開始（変更）届出と同時に行うことができること。
別表3	入力	最大燃焼時の燃料消費量を熱量に換算したものをいう。
	開放式	燃焼用の空気を屋内からとり、燃焼廃ガスをそのまま屋内に排出する方式をいう。 例図 
	グリル	直火によって、主として放射熱で調理する機器をいう。
	グリドル	直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器をいう。
	炭火焼き器	耐火レンガとモルタルで作られた燃焼室部分を金属フレームで覆う等の構造をしており、木炭を燃料として調理するものをいう。
	半密閉式	燃焼用の空気を屋内からとり、屋外に燃焼廃ガスを排出する方式をいう。 

外がま	外がまの例 
内がま	内がまの例 
浴室外設備バーナー 取り出し口のあるもの （外がま）	浴室外に設置したバーナー取り出し口のある外がまの例  注 1 バーナー取り出し口前方と 600mm 以上の離隔距離をとること。ただし、不燃材料で仕上げをした場合はバーナーの引き出せる寸法とする。 2 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法とする。 3 単位は、ミリメートルとする。

内がまを可燃性壁体に貫通させて設置

内がまを可燃性壁体に貫通させて設置する例

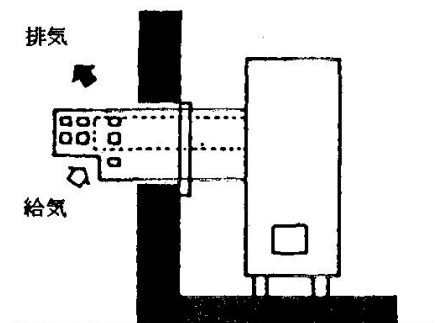


注 1 ふろがま設置の際は、貫通孔切断面をモルタル等不燃材料で仕上げをした後、取り付け、すき間を不燃材料で目地詰めすること。
2 単位はミリメートルとする。

密閉式

屋内空気と隔離された燃焼室内で、屋外から取り入れた空気により燃焼し、屋外に燃焼廃ガスを排出する方式をいう。

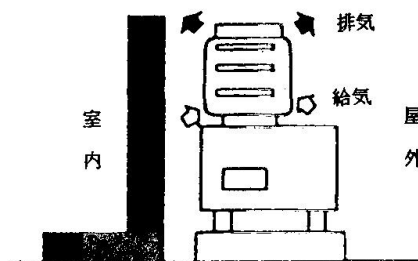
例図



屋外用

機器本体を屋外に設置し、屋外で給排気する方式をいう。

例図



常圧貯蔵型

常圧貯蔵型湯沸設備とは貯蔵槽内にあらかじめ貯えた水を加熱する構造で、貯蔵部が大気開放されており、常圧以上の圧力のかからない構造のものをいう。

	これに類似する仕上げをした建築物等の部分	可燃性の下地にステンレス等の金属板又はグラスウール等不燃材料で仕上げをしたもの等が該当する。これらの構造は、可燃性の下地が伝導過熱等により、着火危険があるものである。
--	----------------------	---

別記 喫煙等禁止行為の取扱い及び解除に関する認定基準

（平成12年第 4号、第15号、同15年第11号、同20年第13号、同21年第13号、同26年第 7号、同28年第 5号、同31年第 1号、令和 5年第 8号、令和 6年第 4号）

第1 用語

この認定基準において使用する用語は、次のとおりとする。

- 1 喫煙等 条例第28条第 1項本文の規定により禁止されている喫煙、裸火の使用又は火災予防上危険な物品の持ち込みをいう。
- 2 劇場等 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場をいう。
ただし、住宅団地の集会場やコミュニティセンター等、主に地域住民が利用するものを除く。
- 3 百貨店等 百貨店又は売場の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上の小売店舗をいう。
- 4 キャバレー等 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール又は飲食店をいう。
- 5 テレビスタジオ テレビスタジオの撮影用セットを設ける部分をいう。
- 6 屋内展示場の展示部分 屋内展示場において、展示部分の床面積の合計が 500 平方メートル以上のものをいう。
- 7 大規模屋内展示場の展示部分 屋内展示場において、展示部分の床面積が 3,000 平方メートル以上のものをいう。
- 8 認定単位 喫煙等禁止行為の解除認定に係る認定基準を適用する場所の範囲をいう。
- 9 禁止場所 火災予防実施規程（昭和37年名古屋市消防局告示第 3号。以下「実施規程」という。）第 1条第 1項に規定するそれぞれの場所をいう。
- 10 階段等 階段室内、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。
- 11 出入口 公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。
- 12 防火区画 建基令第 112条第 1項に規定する 1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。）で区画され、かつ、同条第20項及び第21項で定める措置が講じられているものをいう。
- 13 不燃区画 不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第 2条第 9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床、及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸（同法第 2条第 9号の 2ロに規定する防火設備で、

常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。以下同じ。）で区画され、かつ、区画を貫通する風道には防火ダンパーが設けられているものをいう。

第2 禁止場所の取扱い

1 劇場等の舞台部は次のとおりとする。

舞台、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室、楽屋、出演者控室等。ただし、前述した用途部分が舞台と耐火構造又は下地を不燃材料とした耐火構造以外の壁で区画され、開口部に防火戸が設けられている場合は、当該用途部分は規制の対象としない。

2 百貨店等の売場は次の部分とする。

物品販売の用に供するすべての部分をいう。ただし、次に掲げる部分を除く。

- (1) 防火区画された公衆に飲食を提供する部分で、物品の販売宣伝等を伴わない部分
- (2) 天井まで達する間仕切り壁及び扉により区画されている事務所、美容室、商品ストック場等
- (3) 防火区画された食料加工販売店舗（200平方メートル未満ごとに区画し、従業員のみが使用する部分に限る。）

第3 禁止行為の取扱い

1 喫煙

マッチ、ライター等で点火し喫煙する一連の行為をいう。ただし、条例第28条第3項第2号の規定による喫煙所での喫煙は、禁止行為に該当しない。

2 裸火の使用

- (1) 酸化反応を伴う赤熱部又はこれから発する炎が外部に露出しているものをいう。ただし、電気器具類であっても露出したアーク又は火花を発するもの及び外部に露出した発熱部に可燃物が触れた場合、瞬時に着火のおそれがあるもの（発熱部の表面温度がおおむね400度以上）は裸火に該当する。
- (2) 発熱部が金網等を介し目視できるもので、可燃物が金網等に触れた場合着火するおそれがあるもの（電気ストーブ、魚焼器等）は裸火に該当する。
- (3) 電気器具類で、発熱部がカバーなどで覆われており、着火危険がないもの（ホットプレート、ヘアードライヤー、オーブン等のように、発熱部が燃焼室、風道若しくは庫内に面しているもの）については裸火に該当しない。
- (4) 気体、液体又は固体燃料を熱源とする火気を使用する設備又は器具（以下「火気使用設備」という。）は、直接屋外から空気を取り入れ、かつ、排ガスその他の生成物を直接屋外に排出する密閉式燃焼設備器具（FF型等）を除き裸火に該当する。

3 火災予防上危険な物品の持ち込み

消防法等施行細則（昭和37年規則第45号。以下「細則」という。）第9条の2第1

項に掲げる火災予防上危険な物品を持ち込む行為をいう。

(1) 火災予防上危険な物品から除外されるもの

細則第9条の2第1項に規定する「通常携帯する物品で少量のもの」とは、身体の回りに所持するもので、ガスライター、マッチ、懐炉、マニキュア、携帯式スプレーの類をいう。

(2) 火災予防上危険な物品の持ち込みに該当しない行為

次に掲げる行為は、火災予防上危険な物品の持ち込みに該当しないものとする。

ア 百貨店等の売場において、次に掲げるものを常設的に販売する行為

(ア) 危険物（危険物を含有する化粧品等を含む。）で容器に密閉されたもの（1つの認定単位当たりの数量が、危令別表第3に定める指定数量の5分の1未満に限る。）

(イ) 可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品（1つの認定単位当たりの数量が、条例別表第5に定める数量未満に限る。）

(ウ) エアゾール製品

(エ) 可燃性ガスで高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号。以下「高圧令」という。）第2条第3項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用が除外される液化ガスで次に掲げるもの

a ガスライター

b ガスライターの補充用ガス容器

c エアゾール製品を除いた容器入りの可燃性ガス（1つの認定単位当たりの取扱いガス総質量が20キログラム以下に限る。）

(オ) がん具用煙火で「SFマーク（公益社団法人日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）」の付されているもの（1つの認定単位当たりの総薬量が5キログラム未満に限る。）

イ 車両等を展示する行為（運行又は稼動を伴うものを除く。）

ウ 可燃性固体類に該当するパラフィンからなる装飾品又は美術品等を持ち込む行為

エ 動植物油類を調理（煮沸行為を除く。）に使用する行為

オ 日常の清掃用にクリーナー等の火災予防上危険な物品を使用する行為

カ 日常の手指消毒用に法別表第1に定める第4類アルコール類の危険物（最大容積が500ミリリットル以下の容器に収納にするものに限る。）を使用する行為

キ 潤滑油等の内蔵油が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器を持ち込む行為

第4 条例第28条第2項に規定する標識の表示

喫煙等を禁止する旨の表示をする箇所は、次によること。

1 禁煙の表示

- (1) 実施規程第1条第1項第1号アからエまでに掲げる舞台部及び同号キに掲げる撮影用セットを設ける部分にあつては、当該場所の出入口の見やすい位置
- (2) 実施規程第1条第1項第1号アからウまでに掲げる客席にあつては、舞台の側壁、柱等で客席のすべての部分から見やすい位置。ただし、観覧場の中央部で競技、ショー等が行われるものの客席にあつては、その規模、形態に応じた見やすい位置
- (3) 実施規程第1条第1項第1号オに掲げる売場にあつては、当該売場の出入口、階段、エレベーター、エスカレーター等の昇降口付近その他公衆の見やすい位置
- (4) 実施規程第1条第1項第1号カに掲げる展示部分にあつては、出入口及びその他展示場の規模、形態に応じた見やすい位置
- (5) 実施規程第1条第1項第2号に掲げる地下街にあつては、当該地下街の出入口及びその他地下街の規模、形態に応じた見やすい位置

2 火気厳禁の表示

- (1) 実施規程第1条第1項第1号アからエまでに掲げる舞台部並びに同号キに掲げる撮影用セットを設ける部分にあつては、当該場所の出入口の見やすい位置
- (2) 実施規程第1条第1項第1号アからウに掲げる客席、同号オに掲げる売場並びに同号カに掲げる展示部分にあつては、当該場所の出入口の見やすい位置
- (3) 実施規程第1条第1項第2号に掲げる地下街にあつては、当該地下街の出入口及びその他地下街の規模、形態に応じた見やすい位置

3 火災予防上危険な物品の持込み厳禁の表示

実施規程第1条第1項第1号及び第3号に掲げる場所にあつては、当該場所又は防火対象物の出入口等の見やすい位置

第5 喫煙所の設置

1 条例第28条第3項第2号に規定する喫煙所とは次によること。

- (1) 喫煙所に面する部分の壁及び天井の仕上げは、準不燃材料（建基令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）とすること。
- (2) 床の仕上げは、可燃性の材料以外のものとすること。
- (3) 喫煙所には、喫煙に必要なもの以外は設置しないこと。

2 条例第28条第3項第2号に規定する適当な数の吸いgara容器は、不燃性で容易に転倒しないものとすること。

3 条例第28条第5項に規定する喫煙所の利用状況等は次のことをいう。

一部の階において全面的に喫煙が禁止されていること等をいう。

第6 条例第28条の運用基準

- 1 本条は、不特定多数の者が収容され又は利用している公開時間内又は営業時間内に限り適用する。

- 2 屋根がある野球場、競馬場又は競技場等の施設で1面以上が開放されているものは、屋外の観覧場とし、本条は適用しない。
- 3 劇場等の客席での宗教的行事、儀式（修了式、卒業式等）又は社交的行事（ディナーパーティー、結婚式の披露宴等）における社会通念上これを禁止することができないと認められる喫煙又は裸火の使用は、本条に規定する禁止行為に該当しないものとする。

第7 火災予防実施規程の解釈

実施規程第1条第2項において同条第1項を準用する防火対象物は、体育館、講堂、倉庫、神社、教会等をいう。

第8 認定単位の取扱い

禁止場所ごとを1つの認定単位とする。ただし、火災予防上危険な物品の持ち込み量、火気使用設備の熱源入力値に係る措置については、階、防火区画又は不燃区画（不燃区画にあっては、熱源入力値に限る。）されたその部分ごとに適用する。

第9 解除認定

1 解除認定のための条件

消防署長は、申請内容が次に掲げる事項すべてに該当する場合は、条例第28条第1項に規定する禁止行為の解除ができるものとする。

- (1) 解除の申請に係る喫煙等禁止行為の態様、禁止場所の位置及び構造、火気を使用する設備及び器具、火災予防上危険な物品を収納するための容器等が法令その他防火に関する規定に適合していること。
- (2) 申請者の解除の申請に係る禁止行為を行う理由・目的が、他の方法又は他の場所では十分な目的を達せられないと認められ、かつ、禁止行為及び禁止場所ごとに第9・3に掲げる理由・目的に該当すること。
- (3) 消防署長が火災予防上支障がないと認めるため、禁止行為及び禁止場所ごとに第9・4に掲げる火災予防上必要な措置を行っていること。

2 百貨店等の売り場に持ち込むことができない火災予防上危険な物品

- (1) 高圧令第2条第3項第8号に規定する高圧ガス保安法の適用が除外される液化ガスで1つの認定単位当たりの取扱いガス総質量が20キログラムを超えるエアゾール製品を除いた容器入りの可燃性ガス
- (2) 1つの認定単位当たりの総薬量が5キログラム以上のがん具用煙火

3 禁止行為を行う理由・目的（特に必要な場合）

禁止行為	禁 止 場 所	理 由 ・ 目 的
喫煙	劇場等若しくはキャバレー等の舞台部又はテレビスタジオ	演劇等における表現上不可欠な演技のため

裸火の使用	劇場等若しくはキャバレー等の舞台部又はテレビスタジオ	1 演劇等における演出のため 2 演劇の公開リハーサル等のため 3 テレビスタジオにおける料理番組等の制作のため
	百貨店等の売場又は屋内展示場の展示部分	1 販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は修理のため 2 暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため
	大規模屋内展示場の展示部分	前欄の規定を準用するほか、裸火を使用しなければ展示効果が得られないため
	地下街の売場又は展示部分	販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は修理のため
火災予防上危険な物品の持ち込み	劇場等若しくはキャバレー等の舞台部又はテレビスタジオ	1 演劇等における演出のため 2 演劇の公開リハーサル等のため 3 テレビスタジオにおける料理番組等の制作のため
	百貨店等の売場又は屋内展示場の展示部分	1 医薬品、食料品、化粧品、家庭用塗料、家庭用溶剤、工作用接着剤、スポーツ用品、レジャー用品の類の販売又は展示のため 2 実技体験、講習又は生業として、危険物又は可燃性固体類を使用した、皮革製品、がん具手芸品等の補修、製作又は加工等のため 3 タンク等に危険物が内蔵された車両又は展示用機械の展示又は販売のため 4 暖房器具又はガスこんろ本体の実演に必要な灯油又は液化石油ガスの消費のため 5 販売用食料品その他の物品の煮沸、加工又は修理のため
	大規模屋内展示場の展示部分	前欄の規定を準用するほか、火災予防上危険な物品を持ち込まなければ、展示効果が得られないため

4 火災予防上必要な措置

(1) 「喫煙」、「裸火の使用」及び「火災予防上危険な物品の持ち込み」の共通事項

ア 防火管理者、火元責任者又は現場責任者の監督による警戒、消火の準備及び直ちに事故に対処できる体制が講じられていること。

イ 防火上必要な点検、整理又は清掃その他火災予防上必要な措置が講じられていること。

ウ 消火器具（能力単位の合計が2以上のものをいう。以下同じ。）が付加設置されていること。ただし、禁止行為が行われる場所から5メートル以内に消火器具が設置されている場合はこの限りでない。

(2) 喫煙

禁 止 場 所	必 要 な 措 置
劇場等若しくはキャバレー等の舞台部又はテレビスタジオ	1 舞台部には、吸がら容器（水が入ったものに限る。以下同じ。）が設けられていること。 2 火災予防上危険な物品の持ち込みがされていないこと。 3 不用な可燃物と離隔されていること。

(3) 裸火の使用

禁 止 場 所	必 要 な 措 置
劇場等若しくはキャバレー等の舞台部又はテレビスタジオ	1 煙火を消費する場合は、次によること。 (1) 煙火は固定して消費すること。 (2) 飛散した火花が燃えつきるものであること。 (3) 火花の飛散範囲は、2メートル以内であること。 (4) 火花の飛散範囲内及びその範囲から周囲2メートルの床面は防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。 (5) 火花の飛散範囲から6メートル（安全措置を講じた花道等で煙火を消費する場合は4メートル）以内に観客がいないこと。 2 チタン合金粉末を用いて火花を噴出させる演出用機器（使用される混合粉末が非危険物であるものに限る。）を使用する場合は、前項(1)及び(2)を準用するほか、次によること。 (1) 火花の飛散範囲は、最大となる高さが5メートル以内であること。 (2) 火花の飛散範囲内の床面は防火性能を有する材料（不燃性のシート、準不燃材料等）で覆うこと。 (3) 火花の飛散範囲から1メートル以内に観客がいないこと。 3 炎が著しく伸長し、又は拡大しないこと。 4 気体燃料を使用する設備又は器具は、1個につき入力70キロワット以下とし、容易に補給路を遮断できる構造であること。この場合にあつては、設備又は器具の入力を階（防火区画されるものにあつては、当該防火区画とする。以下5において同じ。）ごとに合算したものが175キロワット以下であること。 5 固体燃料を使用する設備又は器具は、階ごとに合算したものが、1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下の使用量であること。 6 裸火の付近に不用な可燃物を置かないこと。

百貨店等の売場	1 火気使用場所（火気使用設備の据付場所及び火気使用設備を操作するのに必要な場所をいう。）は、耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造つたもの又は耐火構造以外の構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造つたもの（有効に遮熱できるものに限る。）の壁に面していること。ただし、臨時的に催物等で実演販売を行う場合又は不燃区画されたものは、この限りでない。 2 裸火の使用は、出入口及び階段等並びに火災予防上危険な物品の持ち込み場所から 5メートル以上離れていること。ただし、不燃材料によって防火上有効に遮へいされた場合は、この限りでない。 3 火気使用設備の周囲 2メートル以内に可燃物（当該場所で使用されるものを除く。）がある場合は、不燃材料によって防火上有効に遮へいされていること。 4 気体燃料を使用する設備又は器具は、1個につき入力70キロワット以下とし、ガス漏れ警報器を設置すること。この場合にあつては、設備又は器具の入力を階（防火区画又は不燃区画されたものは当該区画とする。以下 6 において同じ。）ごとに合算したものが 175 キロワット以下であること。ただし、暖房器具又はガスコンロ本体の実演のため使用する器具（液化石油ガス容器を持ち込んで使用するものに限る。）は、1個につき入力12キロワット以下とし、階ごとに合算したものが36キロワット以下であること。 5 灯油を使用する暖房器具は、1個につき入力 7キロワット以下とし、階ごとに合算したものが21キロワット以下であること。 6 固体燃料を使用する設備又は器具は、階ごとに合算したものが、1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭 5キログラム、その他の固体のもの 5キログラム以下の使用量であること。 7 危険物又は可燃性固体類等を煮沸して食料品加工を行う場合は、不燃性のフード及び排気用ダクトが屋外に通ずるよう設けられていること。ただし、臨時に行う場合においてレンジ用簡易自動消火装置が設けられるときは、この限りでない。
屋内展示場の展示部分	前欄 2 ～ 7 の規定を準用するほか、火気使用場所を各階ごとに集中すること。
大規模屋内展示場の展示部分	1 百貨店等の売場の項 2 ～ 7 の規定を準用するほか、火気使用場所を各階ごとに集中すること。 2 次の（1）～（7）までの条件を満たす場合は、気体燃料を使用する設備又は器具の入力の合計を 175 キロワット以上とすることができる。 （1） 6メートル以上の避難通路で分割された区域ごとに機器の入力の合計を 175 キロワット以下とすること。 （2） 機器の付近にガス漏れ警報器を設置すること。 （3） ガス配管は金属製とし、機器の直近まで延長するとともに、つまずき等の防止措置をすること。

	(4) ガス配管の継手は、ねじ接続、フランジ接続又は溶接すること。 (5) ガス配管と機器を接続する場合には、金属可とう管、金属フレキシブルホース又は強化ガスホースを使用し、ガス栓はガス過流出防止装置（ヒューズコック）とすること。 (6) 機器に異常があった場合には、裸火の使用を容易に停止できる措置を講ずること。 (7) 監視及び使用後の点検体制が確保されていること。
地下街の売場又は展示部分	百貨店等の売場欄2～6の規定を準用するほか、火気使用場所又は火気使用設備が入場者又は利用者等の避難又は通行に支障が生ずるおそれがないこと。

(4) 火災予防上危険な物品の持ち込み

ア 個別事項

禁 止 場 所	必 要 な 措 置
劇場等若しくはキャバレー等の舞台部又はテレビスタジオ	1 保管する場合は、他の物品と混在しないよう不燃性の収納庫に入れること。 2 火災予防上危険な物品の持ち込み場所は、出入口及び階段等から3メートル以上離れていること。ただし、耐火構造の壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合は、この限りでない。 3 火災予防上危険な物品の持ち込み場所は、火気使用場所から5メートル以上離れていること。ただし、前表中の百貨店等の売場の項・1による区画された火気使用場所にあつては、この限りでない。 4 危険物については、指定数量の5分の1未満の数量とすること。 5 可燃性固体類等又はマッチについては、条例別表第5に定める数量未満の数量とすること。 6 濃煙又は濃霧を出す器具で、引火性物品を使用するものは、引火に対して保安距離を十分確保させるとともに、濃煙又は濃霧が霧散するまでは裸火を使用しないこと。 7 火薬、爆薬の消費については、1公演の使用につき次の個数以下であること。 0.1グラム以下のものは50個 0.1グラムを超え、15グラム以下のものは10個 8 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総質量の合計が5キログラム未満であること。
百貨店等の売場	前欄1～5を準用するほか、次によること。 1 地震時における収納庫、ショーウィンドー、棚等の転落防止措置及び火災予防上危険な物品の落下防止措置がされていること。 2 燃料タンク等に危険物が内蔵された車両又は展示用機械は、原則稼働させないこと。ただし、車両を停止した状態におけるエンジンの稼働等、展示を行う上で必要かつ安全上支障のない行為を行う場合にあっては、周囲に2メー

	トル以上の空間が確保されていること。 3 暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため持ち込む液化石油ガス容器を不燃材料で区画した場合、並びに、灯油を使用する暖房器具で火気使用場所（暖房器具又はガスこんろに限る。）から2メートル以上離れている場合は、前欄3前段の規定によらないことができるものとする。 4 暖房器具又はガスこんろ本体の実演のため持ち込む液化石油ガス容器については、ガス総質量の合計を5キログラム未満とし、かつ、1容器あたり内容積を5リットル以下にするとともに、ガスホースは、外圧によりつぶれない構造で、外した場合には、ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。 5 危険物、可燃性固体類等を煮沸して食料加工を行う場合は、(3) 裸火の使用の表・百貨店等の売場の項1及び7の規定を準用すること。
屋内展示場の展示部分	前欄を準用するほか、次によること。 1 可燃性ガス容器（高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）は、ガス総質量の合計が20キログラム以下とすること。 2 がん具用煙火は、箱入り又は袋入りとし、総薬量5キログラム未満とすること。
大規模屋内展示場の展示部分	1 前欄を準用すること。 2 次の(1)～(3)までの条件を満たす場合は指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を持ち込むことができるものとする。 (1) 有効幅員が6メートル以上の避難通路で分割された区域ごとに指定数量の5分の1未満とすること。 (2) 配管を使用する場合は金属管とし、継手はネジ、フランジ又は溶接のいずれかとすること。 (3) 公開中に燃料の補給を行わないこと。

イ 算定事項

前アのうち次に掲げるものにあつては、それぞれに定める方法により算定するものとする。

(ア) 危険物、可燃性固体類等又はマッチの算定は、建物全体の算定数量の和が、危険物にあつては指定数量未満、可燃性固体類等又はマッチにあつては条例別表第5に掲げる数量未満であること。

(イ) 百貨店等の売場又は屋内展示場の展示部分において、容器等に密栓された危険物である商品（同一の商品又は展示品を除く。）を販売し、又は展示する場合は、指定数量の5分の1以上とすることができる。この場合において、商品の各集積単位は、5分の1未満であること。なお、集積単位の離隔距離が3メートル以内にあるものは、1の集積単位として取扱う。

第10 認定期間

禁止行為の解除の認定期間は、1年とする。ただし、申請期間が1年未満のものに

あつては、消防署長が認める期間とする。また、百貨店等の食料加工販売店舗における火気使用設備及び火気使用場所等、認定を申請する行為の内容に変更のないものについては、申請の手続きを省略させ解除認定を継続することができる。

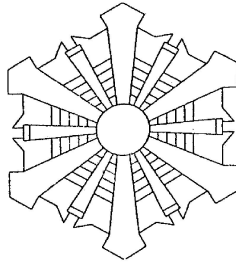
第11 申請及び認定手続

- 1 同一の防火対象物で複数の禁止行為が同じ期間内にある場合には、一括して申請及び認定することができる。
- 2 申請をしようとする防火対象物内に現に認定を受けている場所があるときは、申請書の写し等を添付させるものとする。
- 3 申請は、禁止行為を行おうとする日の5日前（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除く。）までに申請するよう指導するものとする。

第12 認定済証の表示

認定を受けたものについては、認定済であることを明らかにするため次の図による認定済証を認定場所の見やすい位置に表示させること。ただし、認定証印を押印した申請書及び認定済証を保管しておくことで、認定済証を表示しないことができる。

喫煙等禁止行為解除認定済



〇 〇 消 防 署

認 定 日	
認 定 番 号	認定第 号
解除される行為	☐ 喫煙 ☐ 裸火の使用 ☐ 火災予防上危険な物品の持ち込み
認 定 期 間	
備 考	

注 1 地は白色、文字は黒色とする。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第13 その他

- 1 この認定基準により処理しがたい内容の申請があった場合は、その都度予防部予防課長に協議すること。
- 2 この認定基準のほか、喫煙等禁止行為の解除について必要な事項は、予防部予防課長が別に定める。